

**地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル
（本編）【概要案】**

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルにおいて 推奨する地球温暖化対策の基本スタンス

<コベネフィットの追求>

- 地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではない。地域活性化、人口減少、産業振興、コスト削減、防災、健康などの多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めている。
- 地球温暖化対策は、社会経済情勢や技術動向も踏まえて区域の目指す将来像の中に位置づけ、コベネフィット 即ち 温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益の観点を含めて検討すべき。
- また、関連する他分野の施策も、地球温暖化対策の観点から再検討し、効果的な連携を図るべき。

<努力の見えるPDCA>

- 区域における温室効果ガス排出量は、様々な外的要因にも左右されるものであり、また、個々の施策による削減効果が把握しがたい場合もある。
- そこで、温室効果ガス総量削減目標のみならず、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量などを計画目標として掲げることも有効。
- 加えて、個々の施策についても、削減効果のみならず、進捗評価のための指標を設定し、庁内においても、住民にとっても努力の見えるPDCAサイクルを回すべき。

<戦略的なパートナーシップ>

- 地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局や庁外のステークホルダー（住民、事業者、民間団体、他の地方公共団体）とのパートナーシップを通じて検討し展開していくことが重要。
- 区域施策編や各施策について、それらの立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズで戦略的に連携することが望ましい。
- 都道府県は、特に広域的なルール作りや市町村の支援に、市町村は現場寄りのプロジェクト支援や住民の普及啓発により注力するなど、それぞれの特性を踏まえた役割分担が重要。

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルについて

マニュアルに関する基本的事項

【想定する読者と記載方針】

- マニュアルの読者として、策定義務のある地方公共団体の職員はもとより、区域施策編を初めて策定する、策定義務のない地方公共団体の職員も想定する。
- 区域施策編の策定等に係る重要事項について「基本的な考え方」を明示し、簡易な策定プロセスも記載する。
- 温室効果ガス排出量の推計・分析等に過度な作業負荷をかけることより、地球温暖化対策の企画・実施そのものやコベネフィットの模索に重点を置くよう推奨する。
- 一方で、既に区域施策編を策定済みの地方公共団体にも、より意欲的な区域施策編へと改定でき、また、現行の施策を更に改善できるよう、多様な施策手法の特徴及び検討手順並びに具体的事例を盛り込む。

【マニュアルの構成】

- マニュアルは、区域施策編策定に関する基本的な考え方を主に記載する「本編」、温室効果ガスの推計や目標の設定に係る方法論を整理した「算定手法編」、区域施策編策定の際に参考となる事例を整理した「事例集」から構成する。
- 特に「事例集」については、次年度以降も積極的に充実化を図り、また、検索性を一層高めるため、データベース化することを検討する。

0.はじめに（目次）

章	大項目	内容
第0章. はじめに	0-1. マニュアルの位置付け	・マニュアルの策定趣旨 ・マニュアルの位置付け
	0-2. 区域施策編の制度的位置づけ	・温対法における区域施策編の位置づけ ・地球温暖化対策計画との関係
	0-3. 区域施策編の構成例	・区域施策編の構成例
	0-4. 区域施策編のPDCAプロセスとマニュアルとの対応	・区域施策編のPDCAプロセスのステップフローとマニュアルの各項目との対応

※本資料で使用する用語について

本資料の本文は、原則として下記の用語法に従って記述している。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」を「温対法」という。
- ・「地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）」を「温対計画」という。
- ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を「区域施策編」という。
- ・「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を「事務事業編」という。
- ・「温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益」を「コベネフィット」という。
- ・「各主体（事業者や住民等）による温室効果ガス排出抑制等のための行動（省エネ機器の導入等）」を「対策」という。
- ・「地方公共団体が、各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる措置（法制度、税制、補助金等）」を「施策」という。

0-2. 区域施策編の制度的位置づけ

基本的な考え方

- 温対法に基づき区域施策編に定めることとされる施策に関する事項
- 温対計画における地方公共団体に関する事項

(温対法から抜粋)

- 区域の自然的社会的条件に応じて、
 - ① 再生可能エネルギーの利用の促進
 - ② 温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用等の事業者又は住民の活動の促進
 - ③ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する地域環境の整備及び改善
 - ④ 廃棄物等の発生の抑制の促進等の循環型社会の形成
- 都市計画、農業振興地域整備計画等の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮

(温対計画から抜粋)

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

第1節 我が国の温室効果ガス削減目標

第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

第4節 個々の対策に係る目標

第5節 計画期間

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

別表1～6 地方公共団体が実施することが期待される事項

0-3. 区域施策編の構成例

基本的な考え方

- 地方公共団体の規模に関わらず共通して必要となると考えられる構成例（典型的な骨格と基本的な構成要素）は下表のとおり。
- この構成例に沿って、後述する第1章：区域施策編の素案の作成（区域施策編において何を書くか）及び第2章：区域施策編のPDCA（区域施策編をいかに策定し実施するか）の方法を示す。

表0-3の1 区域施策編の構成例

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編策定の背景・意義・基本的事項	<ul style="list-style-type: none">・区域施策編策定の背景・意義・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等）・計画期間・推進体制
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none">・区域の温室効果ガス排出状況
③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none">・区域施策編の目標
④温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none">・区域の各主体に期待される対策・地方公共団体が実施する施策
⑤PDCAの流れ	<ul style="list-style-type: none">・区域施策編の実施

0-4. 区域施策編のPDCAプロセスとマニュアルとの対応

基本的な考え方

- 区域施策編のPDCAプロセスの例を、図0-4の1に示す。
- PDCAプロセスの各ステップと本マニュアル（本編、算定手法編、事例集）の記載ページの対応も示す。

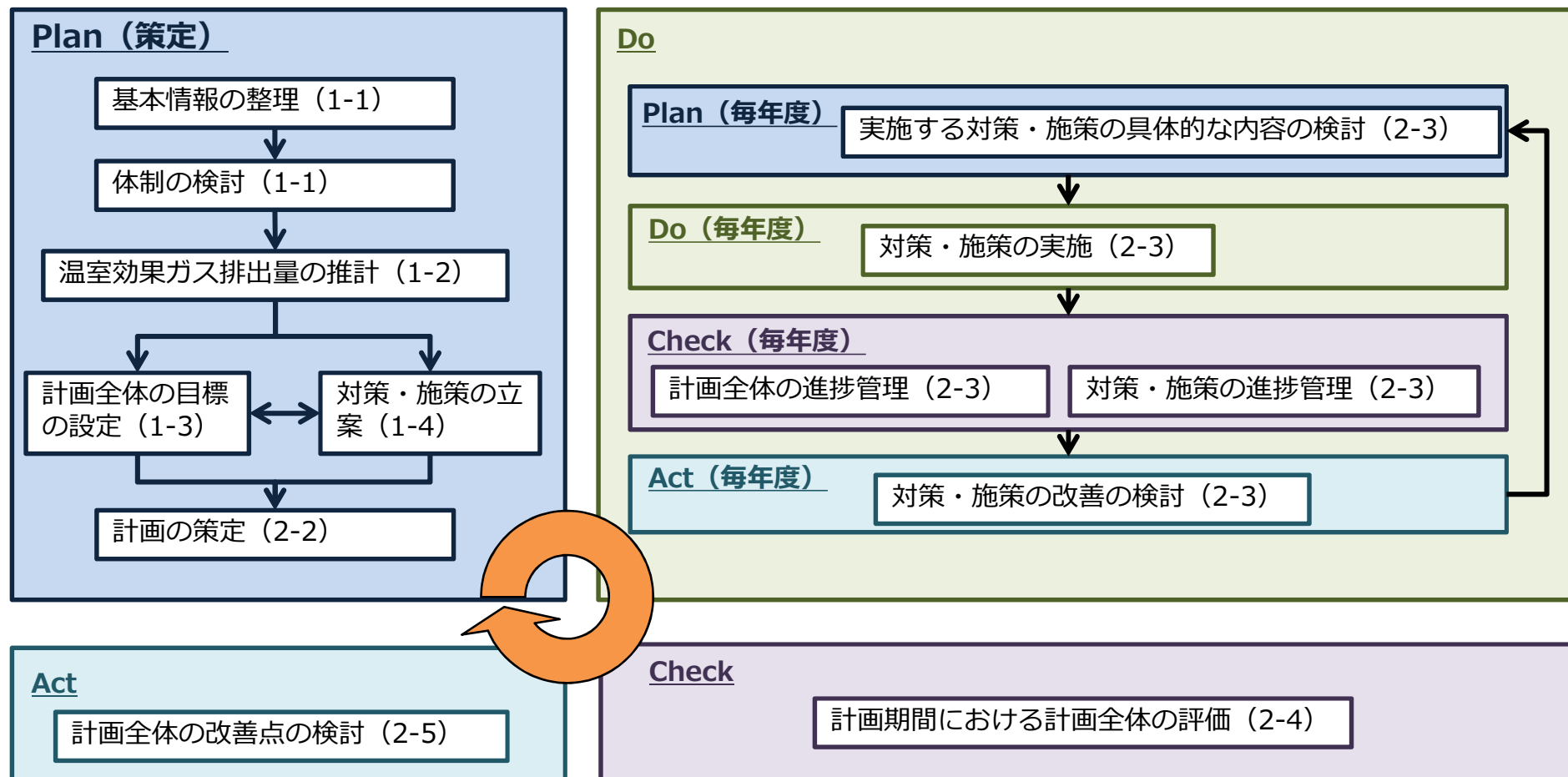


図0-4の1 PDCAプロセスの例（「(○-○)」は本編で対応する部分）

1-1. 区域施策編策定の背景・意義・基本的事項（目次）

章	大項目	小項目	内容
第1章. 区域施策 編の素案の 作成につい て	1-1. 区域施 策編策定の背 景・意義・基 本的事項	(1) 地球温暖化対策を 巡る動向	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の影響 ・地球温暖化対策を巡る国際的な動向 ・地球温暖化対策を巡る国内の動向
		(2) 区域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の特性（目指す将来像や温室効果ガスの排出要因分析につながる。） ・区域における各主体の考え方の特徴
		(3) 区域の目指す将来 像	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の目指す将来像及び総合的な目標等と地球温暖化対策（コベネフィット及び配慮事項を含む。）のつながり
		(4) 地域における地球 温暖化対策の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の意義（温室効果ガスの排出の抑制のみならず、区域の抱える課題の解決にもつながる。）
		(5) 計画の位置付け及 び意義	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置付け及び意義（区域の将来像や上位計画、関連計画との関係を含む。）
		(6) 計画の策定・進捗 管理に係る体制	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定・進捗管理に係る庁内体制 ・庁外の多様なステークホルダーの参画
		(7) その他の基本的事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 ・基準・目標年度

1-1. (1) 地球温暖化対策を巡る動向

基本的な考え方

- 地球温暖化対策を巡る動向を事業者や住民に理解し、健全な問題意識を涵養してもらうため、下記3つのテーマを記載することが望ましい。
 - ・地球温暖化の影響
 - ・地球温暖化対策を巡る国際的な動向（国連気候変動枠組み条約における国際枠組みなど）
 - ・地球温暖化対策を巡る国内の動向（国の政策動向など）
- 上記に関する最新情報は、環境省の「地方公共団体実行計画策定支援サイト」に掲載（随時更新）予定であり、当該情報を適宜活用することも考えられる。

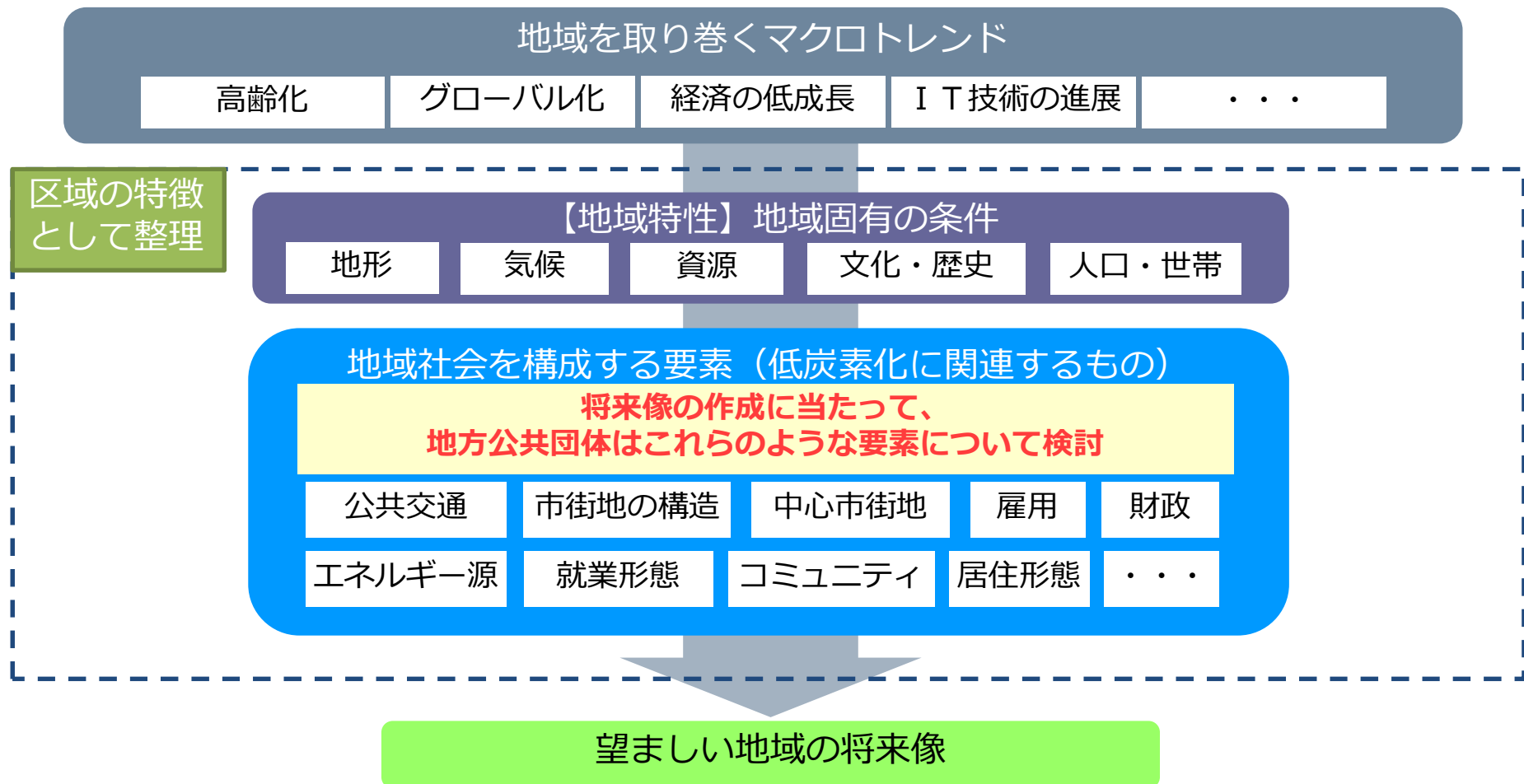
<文例：イメージ>

- 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題である。
- 2015年12月フランス・パリで開催されたCOP21では、全ての国が参加する2020年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択された。パリ協定においては、世界共通の長期目標として2℃目標の設定、主要排出国を含む全ての国が自国が決定する貢献を5年ごとに提出・更新すること、各国は貢献の目的を達成するため緩和に関する国内措置を遂行すること、各国の次の貢献は前進を示すこと、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施、5年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み等が規定された。更にCOP21では、パリ協定と併せ、地方公共団体を含むあらゆる主体の努力の規模拡大に焦点が当てられた。COP決定において、全ての非政府主体（都市を含む地方公共団体、市民社会、民間セクター、金融機関）の努力を歓迎し、そのスケールアップ（向上）が招請され、非政府主体による気候行動が世界的に発信された。例えば、「世界大都市気候先導グループ（C40）」（我が国からも東京都及び横浜市が参加）等が気候変動対策の推進を呼びかけるとともに、地方公共団体リーダーのための気候変動サミットが開催され、地方公共団体の積極的寄与のためのパリ市役所宣言が採択された。こういった背景の下、地方公共団体による地球温暖化対策への取組はより一層重要になってきている。

1-1. (2) 区域の特徴

基本的な考え方

- 区域施策編は、区域の自然的社会的条件を把握・整理した上で、これに応じて策定するもの。
 - ・自然的条件：気候、地形、地域資源（再生可能エネルギー資源等）の賦存状況 等
 - ・社会的条件：産業構造、都市構造、交通体系、人口動態、市民の環境意識、歴史・文化 等
- その際には、地域社会を構成する各主体の考え方を把握することも重要。



1-1. (3) 区域の目指す将来像

基本的な考え方

- 地域を取り巻くマクロトレンドに加え、区域の特性として、地域固有の条件、地域社会を構成する要素を整理した上で、望ましい地域の将来像を構想し提示するべきである。
- 区域施策編における将来像は、総合計画や環境基本計画といった上位計画における将来像や総合的な目標と整合的なものとする必要がある。さらに、地球温暖化対策の側面だけではなく、同時にコベネフィットの側面も踏まえたものとするべきである。



出典：あいち地球温暖化防止戦略2020（平成24年2月）Ⅲ 戦略が目指す愛知の姿（P40）図3-2 2050年頃の愛知県の姿（イメージ）

出典：札幌市温暖化対策推進計画（平成27年3月）第4章 目指すべき将来の札幌の姿（P23）図26 目指すべき将来の札幌のイメージ

1-1. (4) 地域における地球温暖化対策の意義

基本的な考え方

- 地球温暖化問題は、社会経済活動、国民生活全般に深く関わることから、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要である。
- 区域における地球温暖化対策は、自然的社会的条件に応じた創意工夫により、温室効果ガスの排出の抑制のみならず、人口減少、福祉、産業振興、コスト削減、防災性の向上、健康等、区域の抱える課題の解決に資することが期待できる。
- これらのコベネフィットを含めて評価・検討を行い、区域の利益につなげていくことが重要である。また、これらは、区域におけるSDG s（Sustainable Development Goals：国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」。17のゴールのうち、気候変動など12が環境に関連する）の追求の一つの手段ともなりえる。
- そのため、区域施策編の策定に当たっては、温室効果ガス排出の抑制だけでなく、区域の目指す将来像や総合的な目標を踏まえて検討する必要がある。

○地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第2節 地球温暖化対策の基本的考え方

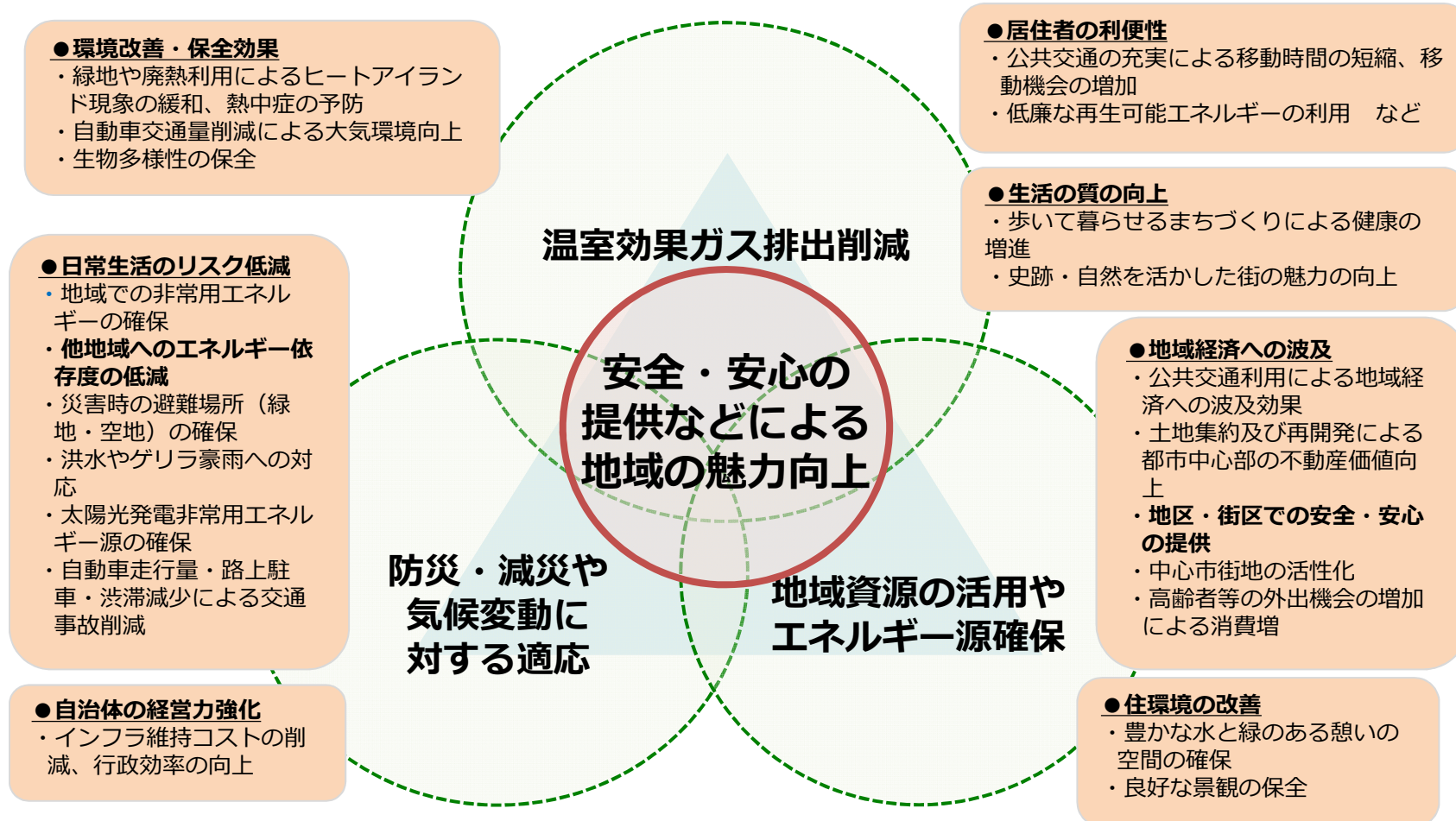
1. 環境・経済・社会の統合的向上

地球温暖化対策の推進に当たっては、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などの地球温暖化対策を大胆に実行する。

1-1. (4) 地域における地球温暖化対策の意義

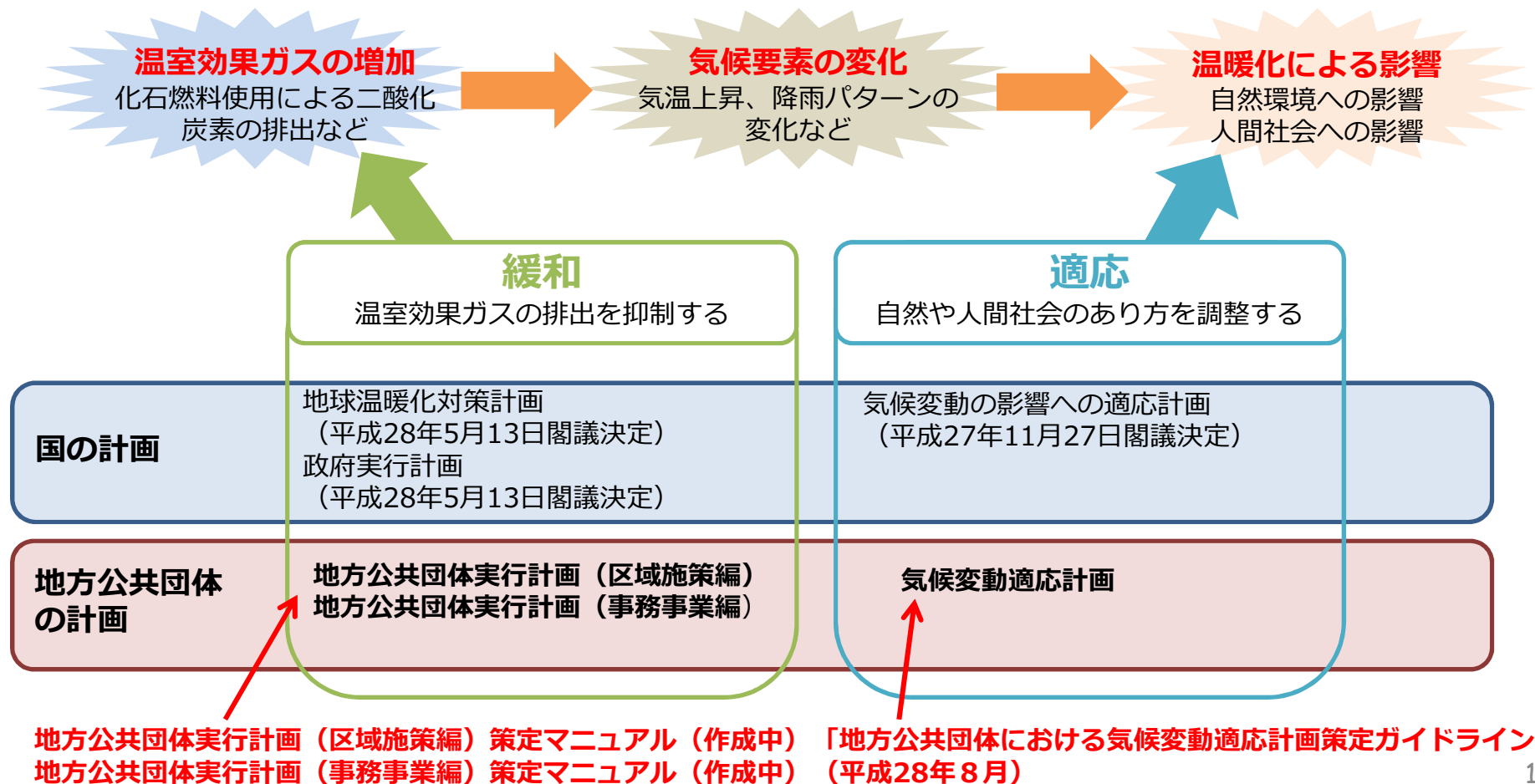
基本的な考え方

- 地域における地球温暖化対策は、気候変動に対する安全・安心の提供に加えて、居住者の利便性、生活の質の向上などにもつながり、地域の課題解決や魅力向上にも寄与する。
- 区域施策編の策定に当たっても、こうした一体的に追求可能な様々な便益を意識するとともに、地球温暖化対策の観点から必要となる取組についても、庁内外のステークホルダーとともに、地域の将来像に結びつけるように議論を行うことが肝要である。



1-1. (4) 地域における地球温暖化対策の意義（適応との関係）

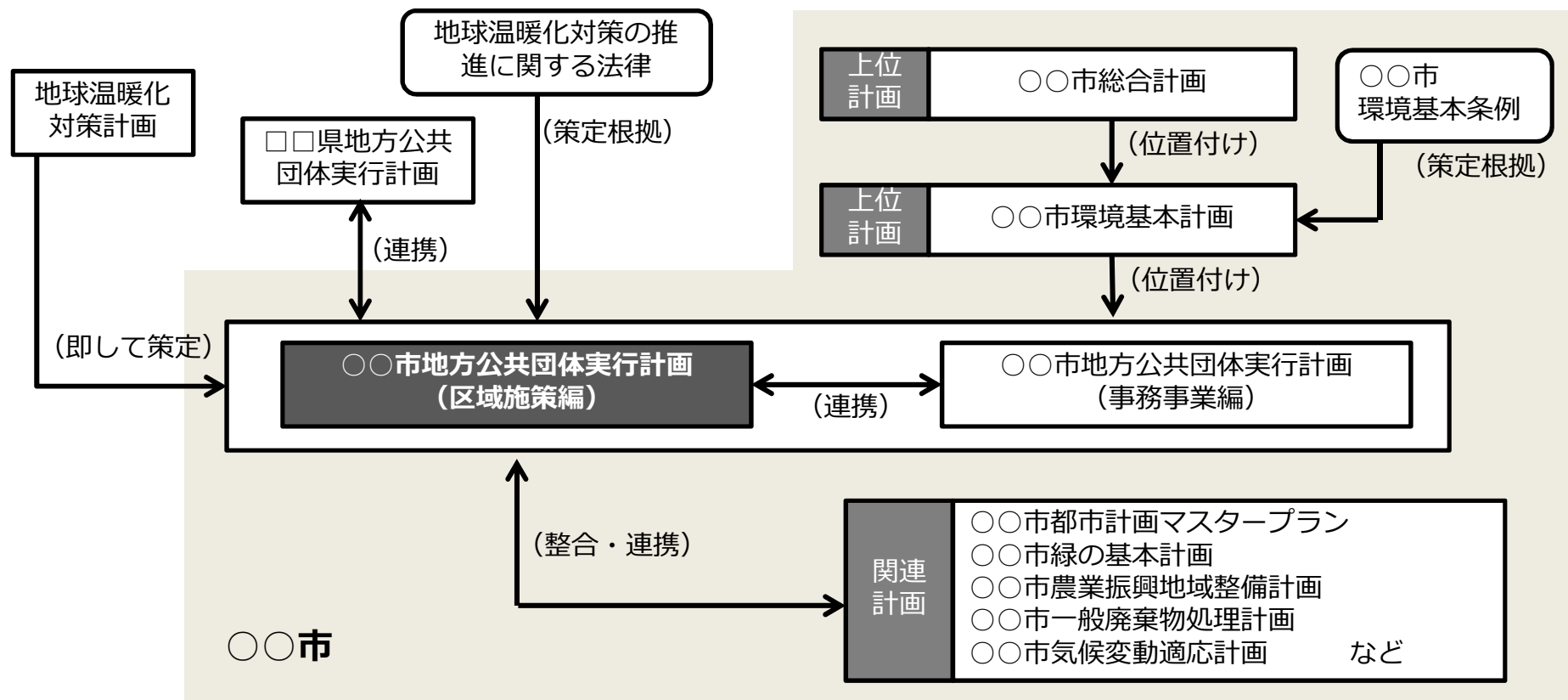
- 人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、温室効果ガス排出削減の取組である「緩和」を高い実効性をもって行う必要がある。一方で、各国が提出した削減目標に基づき緩和策を行う場合であっても、地球平均気温の2℃上昇を最小コストで達成するシナリオを超過することが報告されており、各地で現れ始めている気候変動による影響への「適応」策は不可欠。また、気候変動の影響軽減の観点から緩和策の一層の強化が重要。
- 地方公共団体においては、温対法で定められた地方公共団体実行計画の策定・実施による緩和への取組とともに、気候変動適応計画の策定・実施による緩和の取組が期待される。



1-1. (5) 計画の位置付け及び意義

基本的な考え方

- 都市計画や農業振興地域整備計画など、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮しなければならない（温対法第21条第4項）。
- 区域施策編の実効性をより強化し確実なものとするため、他の行政計画等の中に可能な限り地球温暖化対策を位置付けるべきである。
- とりわけ、総合計画に地球温暖化対策を位置づけることが有効であると考えられる。
- たとえば、下図のようなイメージで区域施策編と他の行政計画等との関係性を整理し、区域施策編の中で明記することが望ましい。



1-1. (5) 計画の位置付け及び意義

- 他の関連計画への記載の例としては、たとえば、下記のようなものがある。

総合計画の例

【徳島県】 新未来「創造」とくしま行動計画（概要版）＜平成28年度版＞ ※抜粋

基本目標 4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

未来を先取りしたエネルギーである「自然エネルギー」と「水素」。徳島の潜在的能力を最大限に発揮し、エネルギーの地産地消やエコな社会づくりに活かすとともに、豊かな森林の次世代への継承をはじめ、人と自然が調和し、将来にわたり「持続可能な環境」を徳島の地に創り出す「環境首都・新次元とくしま」の実現を目指します。

- 重点戦略1 未来エネルギーへの挑戦
- 重点戦略2 エネルギー「地産地消」の推進
- 重点戦略3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承
- 重点戦略4 人と自然が調和するとくしまの推進
- 重点戦略5 とくしま豊かな森林づくりの推進

都市計画の例

【広島県】 広島圏域の都市計画区域マスタープラン（本編）
広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針＜平成23年9月＞ ※抜粋

第1章 基本的事項

第1節 広島県の都市づくりの目標

2 社会情勢の変化を受けた今後の課題、

(2) 環境負荷の低減に向けた都市づくり

地球温暖化等、環境問題の顕在化を踏まえ、今後は都市機能の集約や公共交通の利用促進等を通じて、過度な自動車利用の適正化を図るとともに、エネルギーの面的利用、未利用・再生可能エネルギーの活用や、ヒートアイランド対策として都市内緑化を推進するなど、環境負荷低減に向けた都市づくりが必要です。

1-1. (5) 計画の位置付け及び意義（関連計画（1/3））

基本的な考え方

- 下表に温対法及び温対計画に記載された「関連計画の例」及び「区域施策編と特に関連する内容」について整理する。
- この他にも、都市再生安全確保計画その他の関連しうる計画や地方公共団体独自の条例等とも連携する。

関連計画の例 (根拠法令等)	計画の概要		区域施策編と特 に関連する内容
	対象	概要	
総合計画 (各地方公共団体の条例等)	都道府県、 市町村	一般に、地方公共団体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画をいう。	計画全体の方針
環境基本計画 (各地方公共団体の条例等)	都道府県、 市町村	地方公共団体の環境保全に関する基本的な計画をいう。	
地方公共団体実行計画（事務事業編） (地球温暖化対策推進法)	都道府県、 市町村	都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。	温室効果ガス削減の率先実行
都市計画 (都市計画法)	都道府県、 市町村	都市の健全な発展と秩序ある整備を諮るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう。	「低炭素型の都市・地域づくりの推進」に関する施策
低炭素まちづくり計画 (エコまち法)	市町村	市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の区域（「市街化区域等」に限る。）であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。	
都市再生整備計画 (都市再生特別措置法)	市町村	市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。	
立地適正化計画 (都市再生特別措置法)	市町村	市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成することができる。	

1-1. (5) 計画の位置付け及び意義（関連計画（2/3））

関連計画計画の例 (根拠法令等)	計画の概要		区域施策編と特 に関連する内容
	対象	概要	
地域公共交通網形成計画 (地域公共交通活性化再生法)	都道府県、 市町村	地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成することができる。	「低炭素型の都市・地域づくりの推進」に関する施策
地域公共交通再編実施計画 (地域公共交通活性化再生法)	都道府県、 市町村	地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。	
緑の基本計画 (都市緑地法)	市町村	市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。	
緑地保全計画 (都市緑地法)	都道府県、 市	都道府県（市の区域内にあっては、当該市。）は、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画を定めなければならない。	
農業振興地域整備基本方針 (農業振興地域の整備に関する法律)	都道府県	都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。	
農業振興地域整備計画 (農業振興地域の整備に関する法律)	市町村	都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。	
環境教育等促進法に基づく行動計画 (環境教育等促進法)	都道府県、 市町村	都道府県及び市町村は、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を策定するよう努めるものとする。	

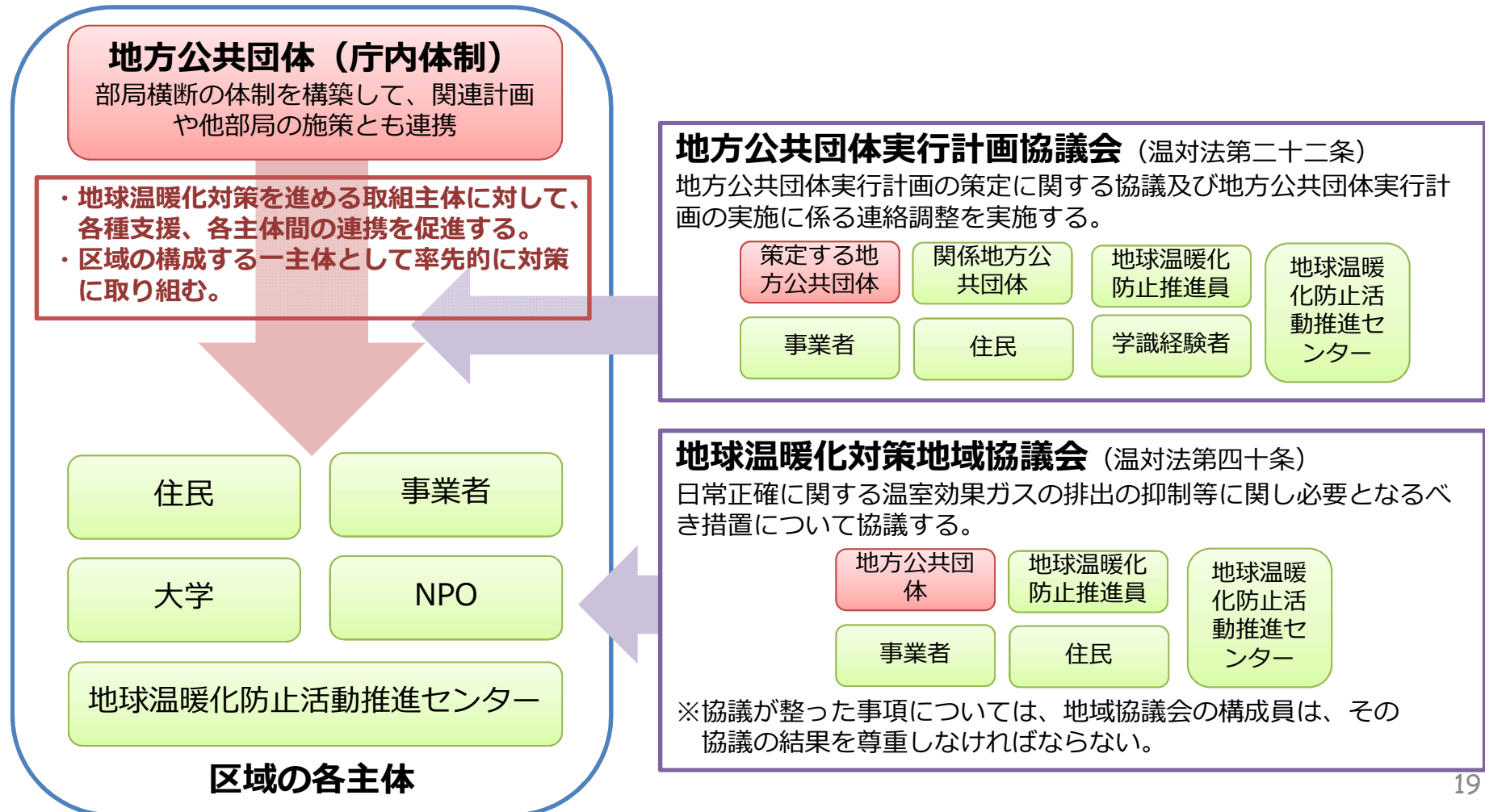
1-1. (5) 計画の位置付け及び意義（関連計画（3/3））

関連計画計画の例 (根拠法令等)	計画の概要		区域施策編と特 に関連する内容
	対象	概要	
地域森林計画 (森林法)	都道府県	森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。	「低炭素型の都市・地域づくりの推進」に関する施策
市町村森林整備計画 (森林法)	市町村	市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。	
間伐等特措法に基づく基本方針 (間伐等特措法)	都道府県	都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針又は当該区域内における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めることができる。	
特定間伐等促進計画 (間伐等特措法)	市町村	市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画を作成することができる。	
農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 (農山漁村再生可能エネルギー法)	市町村	市町村は、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画を作成することができる。	「再生可能エネルギー等の利用促進と省エネルギーの推進」に関する施策
廃棄物処理計画 (廃棄物処理法)	都道府県	都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならない。	「循環型社会の形成」に関する施策
一般廃棄物処理計画 (廃棄物処理法)	市町村	市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。	

1-1. (6) 計画の策定・進捗管理に係る体制

基本的な考え方

- 庁内の体制は、区域施策編の関連計画との連携やコベネフィットの議論にも対応すべく、横断的な仕組みを構築・運営することが望ましい。
- 庁外の体制は、区域の多様なステークホルダーを巻き込み、区域の各主体に当事者意識を持ってもらうことが重要。議論を円滑かつ実効的に進めるには、協議・意見反映の仕組みを複層化することも考えられる。



1-1. (6) 計画の策定・進捗管理に係る体制

<計画策定時の体制の例>

<庁内連携を工夫した事例（栃木県）>

庁内の部局横断組織を構成し、施策の検討を含めて連携した事例。

既存の部局横断組織「推進本部」を活用
（「とちぎ環境立県戦略」の策定時に副市長・部局長にて構成）

関係部局担当者（係長級）へ地方公共団体実行計画の策定意義及び環境部局が検討した施策の柱を説明

関係部局が、総合計画に基づく施策のうち、地球温暖化対策に資する施策を環境部局に提案

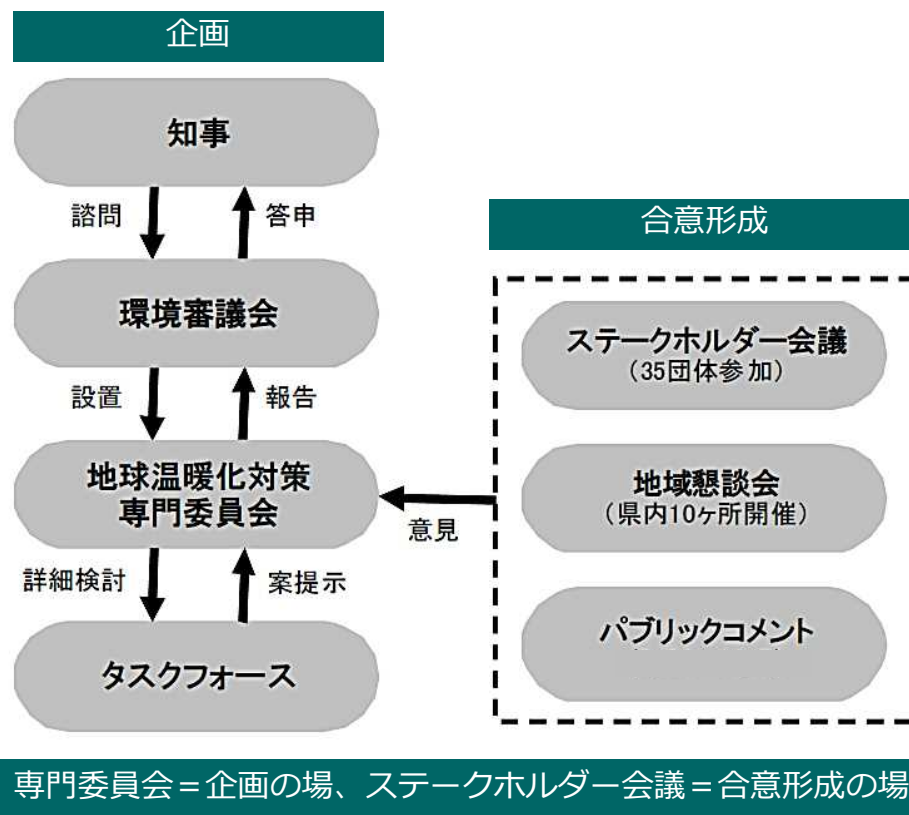
「推進本部」にて施策案を決定

地方公共団体実行計画骨子案を作成

出典：栃木県へのヒアリング結果を基に環境省作成

<庁外との合意形成を工夫した事例（長野県）>

地方公共団体実行計画（区域施策編）の企画の場（地球温暖化対策専門委員会）と、ステークホルダーとの合意形成の場（ステークホルダー会議）を分けて、進めることで、議論を円滑かつ実効的に進めた事例。



出典：長野県環境エネルギー戦略(平成25年2月)を基に環境省作成

1-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析（目次）

章	大項目	小項目	内容
第1章. 区域施策編 の素案の作 成について	1-2. 温室効 果ガス排出 量の推計・ 要因分析	(1) 対象とする温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする部門・分野 ・対象とする温室効果ガス
		(2) 温室効果ガスの現況推計	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの現況推計の位置付け
			<ul style="list-style-type: none"> ・基準年度及び現状年度における区域の温室効果ガス排出量（部門・分野別）
		(3) 温室効果ガスの将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）の位置付け
			<ul style="list-style-type: none"> ・BAUケースの区域の排出量
		(4) 温室効果ガス排出の要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出の要因分析

1-2. (1) 対象とする温室効果ガス

基本的な考え方

- 「区域の温室効果ガス排出量」の“算定の範囲”は、「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」とするべきである。
- 一方で、区域施策編に定める“対策・施策の範囲”には、地理的な行政区域外において効果が生じるものを含めることも考えられる。

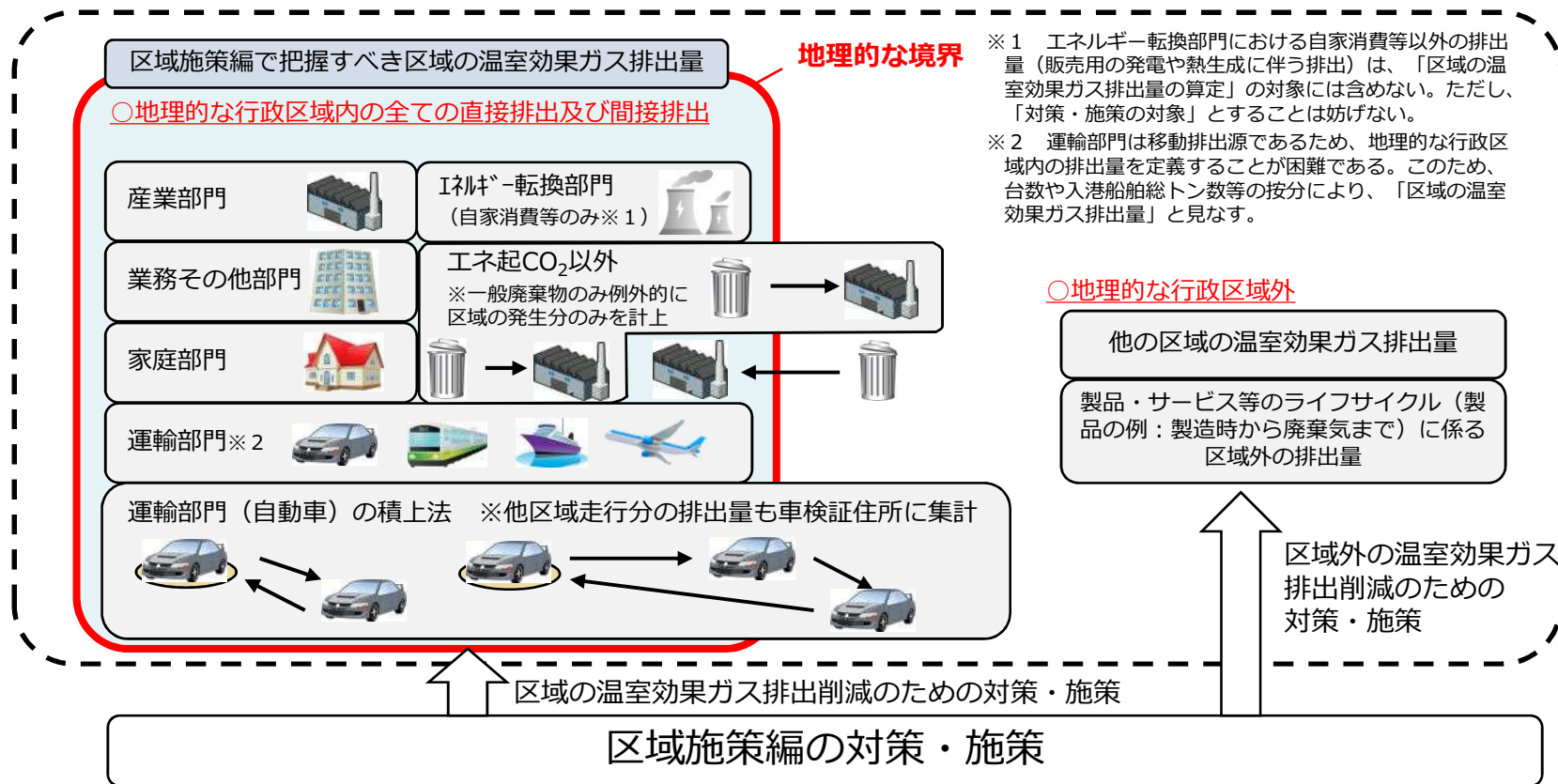


図1-2の1 温室効果ガス排出量推計の対象範囲

1-2. (1) 対象とする温室効果ガス

基本的な考え方

- 排出量の推計対象とする部門・分野は、地方公共団体が区域の事情を勘案して選択することが原則であるが、地方公共団体の区分（規模）に応じ、下記の部門・分野の排出量を把握することが望ましい。
- 区域の各主体の理解を促進する等の観点から、対象とする部門・分野及び対象としない部門・分野を明示するべきである。

ガス種	部門・分野		地方公共団体の区分			
			都道府県	政令指定都市	中核市・特例市	その他の市町村
エネ起 CO ₂	産業部門	製造業	●	●	●	●
		建設業・鉱業	●	●	●	●
		農林水産業	●	●	●	●
	業務その他部門		●	●	●	●
	家庭部門		●	●	●	●
	運輸部門	自動車（貨物）	●	●	●	●
		自動車（旅客）	●	●	●	●
		鉄道	●	●	●	▲
		船舶	●	●	●	▲
		航空	●			
エネルギー転換部門※1		●	●	▲	▲	
エネ起 CO ₂ 以外の ガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲
		自動車走行	●	●	▲	▲
	工業プロセス分野		●	●	▲	▲
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲
		畜産	●	●	▲	▲
		農業廃棄物	●	●	▲	▲
	廃棄物分野	一般廃棄物	▲	●	●	●
		産業廃棄物	●			
代替フロン等4ガス分野※2		●	●	▲	▲	

●：特に把握すべき ▲：可能であれば把握が推奨される

※1 発電所や石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出。

※2 NF₃については、●の地方公共団体においても可能であれば把握が推奨される。

※3 吸収源の対策による吸収量を推計対象とするかどうかは地方公共団体の規模によらず任意とする。

1-2. (2) 温室効果ガスの現況推計

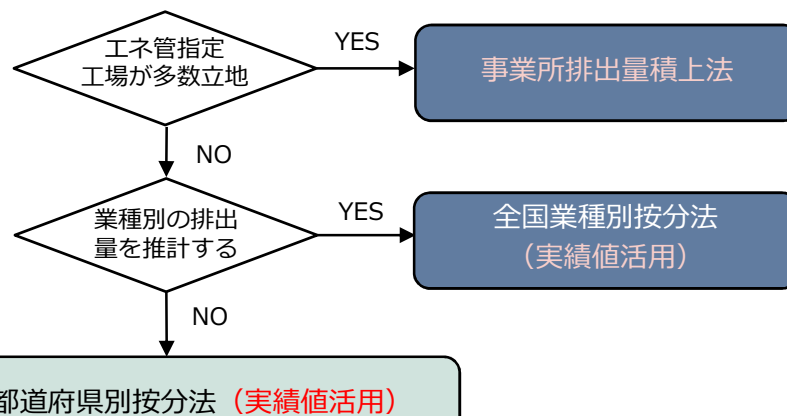
基本的な考え方

- 現況推計は、計画全体の目標設定、区域の排出構造分析、及び、計画全体の進捗評価のための重要なバロメーター。その観点から、実績値を活用して算定することが望ましい。
- また、条例等に基づく温室効果ガス報告書制度や地球温暖化対策計画書制度等を通じて、実績値を把握することも重要かつ有効と考えられる。
- 一方、推計に係る統計上・手法上の制約や作業の効率化・省力化の必要性に鑑み、実績値の把握が難しく、他の手法を有効と判断する事情がない場合は、実績値が無くても可能な手法のうち、最も簡易な炭素排出量の按分による手法を標準的な手法（環境省が毎年度推計して公表）とする。
- 各推計手法については、それぞれの特徴を示した上で、部門・分野ごとに選択の判断フローを掲載する。

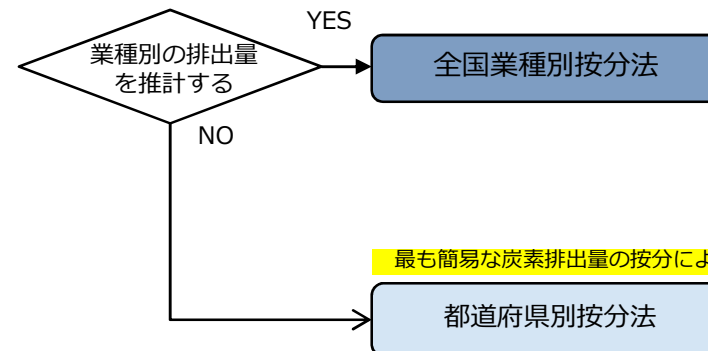
■ 推計手法の選択フローの例 産業部門（製造業）

実績値を活用する手法

※特定事業所開示データを取得、又は製造業の電力又は都市ガス等の消費量実績値を把握できている場合



実績値が無くても可能な手法



最も簡易な炭素排出量の按分による手法

※環境省が毎年度推計して公表

1-2 . (2) 温室効果ガスの現況推計

◆算定手法編に示す手法一覧をカテゴリーごとに整理した図を示す。

カテゴリA:
一部のエネルギー種（電力、ガス等）の消費量実績値や事業所排出量データを活用する方法

※実績が無いデータは業種別やエネルギー種別に異なる統計を用いて按分する

全国業種別按分法（実績値活用）
【産業部門（製造業）】

都道府県別エネルギー種別按分法（実績値活用）
【家庭部門】

事業所排出量積上法
【産業部門（製造業）、業務その他部門、エネルギー転換部門】

カテゴリB:
同一部門を業種別や異なる出典のエネルギー種別で按分する方法

全国業種別按分法
【産業部門（製造業）】

都道府県別エネルギー種別按分法
【家庭部門】

全国エネルギー種別按分法
【運輸部門（船舶、航空）】

全国車種別按分法
【運輸部門（自動車）】

事業者別按分法
【運輸部門（鉄道）】

カテゴリE:
各部門・分野固有の推計手法

用途別エネルギー種別原単位
×床面積
【業務その他部門】

道路交通センサス自動車起終
点調査データに基づく推計
【運輸部門（自動車）】

カテゴリC:
一部のエネルギー種（電力、ガス等）の消費量実績値を活用する方法
※実績が無いデータは全国や都道府県のエネルギー種別消費量を部門別活動量で按分する

都道府県別按分法（実績値活用）
【産業部門、業務その他部門、家庭部門】

カテゴリD:
全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法

都道府県別按分法
【産業部門、業務その他部門、家庭部門】

全国按分法
【運輸部門（自動車、鉄道、船舶）】

1-2 . (2) 温室効果ガスの現況推計

◆算定手法編に示す手法と既存マニュアルの手法の対応を下表に示す。

部門・分野		既存の手引き別冊 1 での算定方法詳細			
		按分法 (簡易型)	按分法 (標準型)	積上法 (標準型)	積上法 (詳細型)
産業部門	製造業	都道府県別按分法	都道府県別按分法 (実績値活用)	全国業種別按分法	事業所排出量積上法
	建設業・ 鉱業			全国業種別按分法 (実績値活用)	
				農林水産業	
業務その他部門				用途別エネルギー種別原単位×床面積	事業所排出量積上法
家庭部門		新設 都道府県別按分法 (実績値活用)			
		都道府県別エネルギー種別按分法			
		都道府県別エネルギー種別按分法 (実績値活用)			
運輸部門	自動車 (貨物)	全国按分法	全国車種別按分法	道路交通センサス自動車 起終点調査データに 基づく推計	
	自動車 (旅客)				
	鉄道		事業者別按分法		
	船舶		全国エネルギー種別按分法		
	航空			全国エネルギー種別按分法	
エネルギー転換部門	新設	事業所排出量積上法			

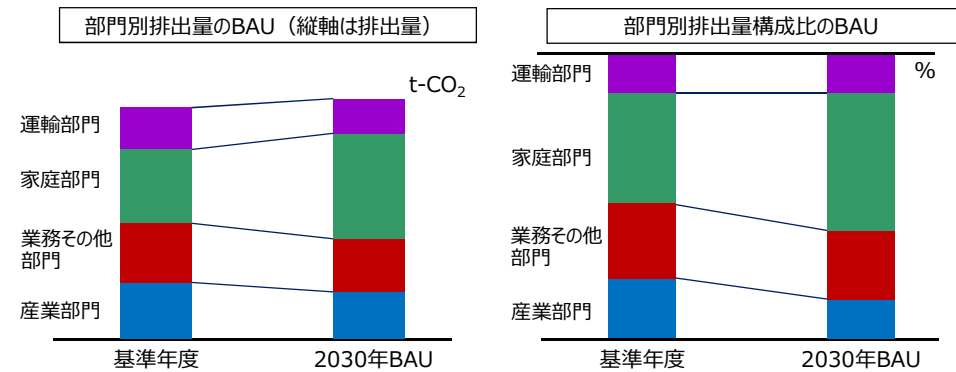
1-2. (3) 温室効果ガスの将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）

基本的な考え方

- 現状趨勢（BAU）ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま、温室効果ガスの排出量が推移したケースである。目標年度におけるBAUケースを把握することは、将来を見据えた対策・施策の立案、目標設定、設定した目標値達成の蓋然性評価の観点等から有効である。
- 具体的なBAUケースの推計手法は、算定手法編に示す。なお、BAUケース推計値については、どのような条件で推計したか把握した上で活用することが重要である。

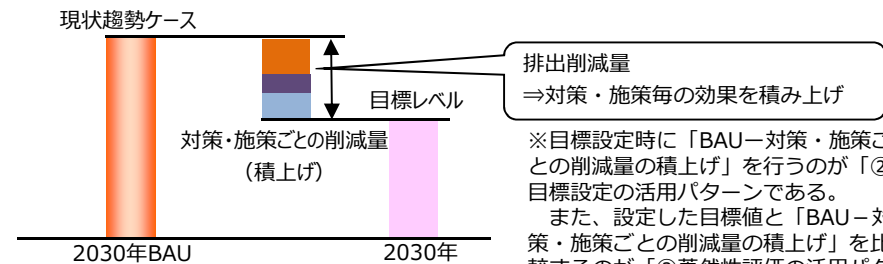
(1) 施策立案の活用パターン（将来の部門別傾向を活用）

- ① 部門ごとにBAUを算定する。（世帯数、製造品出荷額、従業者数等の目標年度における将来推計値を用いて推計）
- ② 目標年度のBAUによる排出量又は構成比の変化に注目する。
- ③ 排出量の構成比が大きい、又は構成比が拡大している部門に対し、重点的に対策・施策を検討する。
※例えば、右図のようにBAU推計の結果、家庭部門における将来の排出量の伸びが著しいと判断された場合、家庭部門の施策・対策を重点的に検討する。



(2) 目標設定の活用パターン（BAU値から対策効果の積み上げ）

- ① 目標年度のBAU値を算定する。
- ② 対策・施策ごとの排出削減量を算定し、積上げる。
- ③ BAU値から積上げた対策・施策ごとの排出削減量を差し引いて、目標値とする。



(3) 蓋然性評価の活用パターン（目標の蓋然性を評価）

下記の手順によって、設定した目標の蓋然性を評価することができる。

- ① 目標年度のBAU値を算定する。
- ② 対策・施策ごとの排出削減量を算定し、積上げる。
- ③ 設定した目標値と上記（1）－（2）を比較する。

蓋然性評価に関する御意見～第2回技術WGより

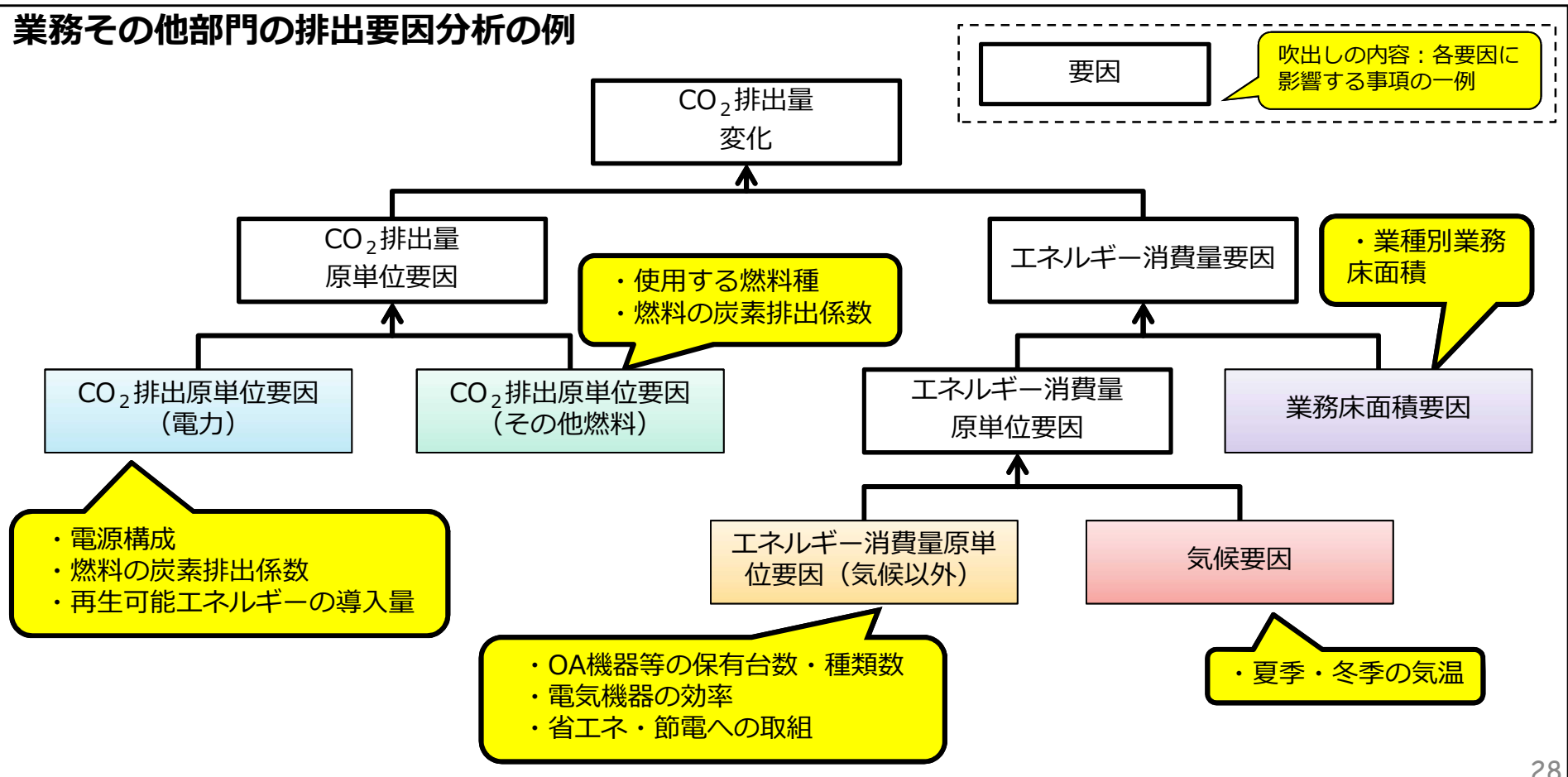
自治体は、BAUによる目標設定ではなく、国の目標をもとに検討を行うことがほとんどではないか。一方で、議会説明等含め、特にトップダウンで設定した目標水準に対して、蓋然性評価は意義があると思う。

1-2. (4) 温室効果ガス排出の要因分析

基本的な考え方

- 温室効果ガス排出の要因分析においては、単に部門・分野の割合を把握するだけでなく、1-1. (2) で整理した「区域の特徴」と合わせて検討することで、より有効な対策・施策の立案につながる分析となる。
- 一例として、下図のように、温室効果ガスの排出量を要因に分解した上で、それぞれの要因に影響する事項を検討し、対策・施策の立案につなげることが考えられる。

業務その他部門の排出要因分析の例



1-3. 計画全体の目標（目次）

章	大項目	小項目	内容
第1章. 区域施策編の 素案の作成に ついて	1-3. 計画全体 の目標	(1) 計画目標の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・計画目標と対策・施策の目標の関係 ・設定する計画目標の整理 ・総合計画や構想等との関係
		(2) 区域における温室効果ガス総量削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・総量削減目標 ・総量削減目標の蓋然性確認
		(3) 総量削減目標以外の計画目標	<ul style="list-style-type: none"> ・部門別排出量削減目標 ・温室効果ガス排出原単位目標 ・最終エネルギー消費量削減目標 ・最終エネルギー消費量原単位目標 ・再生可能エネルギー導入量目標

1-3. (1) 計画目標の位置付け

基本的な考え方

- 計画全体に係る目標として、温室効果ガスの総量削減目標は設定するべきである。
- 加えて、温室効果ガス排出量原単位目標、最終エネルギー消費量目標、再生可能エネルギー導入目標などの総量削減目標以外の計画目標についても、併せて設定することが望ましい。
- 対策・施策の目標については、区域施策編の進捗管理の実効性を高める観点、地方公共団体の取組努力を評価する観点等から設定するべきである。

計画全体の目標：計画全体に関する目標。

総量削減目標：区域の温室効果ガス排出量の削減目標。温対計画の目標を踏まえて、原則として設定することが推奨される。

設定方法例：

- ・ 温対計画の目標に準ずる設定方法
- ・ 都道府県の区域施策編の目標に準ずる設定方法（市町村のみ）
- ・ 独自の目標水準による設定方法
- ・ 対策・施策の削減効果の積上げによる設定方法

その他の計画目標：総量削減目標以外の計画目標。それぞれ利点（市民にとって分かりやすい、電力排出係数に影響されない等）があるため、区域の事情を勘案して設定することが推奨される。

目標の例：

- ・ 温室効果ガス排出原単位目標
- ・ 最終エネルギー消費量削減目標
- ・ 最終エネルギー消費原単位削減目標
- ・ 再生可能エネルギー導入目標（発電量目標）

対策・施策の目標：毎年度の進捗管理及び区域外への削減貢献も含めた地方公共団体の取組を評価するための目標。

対策実施量目標：区域内の各主体の対策実施量に関する目標。モニタリング等により把握できるものについて設定を推奨。

施策実施量目標：地方公共団体が行う施策の実施量に関する目標。原則として、全施策に対して施策ごとに設定し、毎年度進捗評価することを推奨。

区域内貢献

区域外貢献
(任意)

※本資料においては、「対策」、「施策」を次のように区別している。

- ・ 対策：各主体（事業者や住民を含む。）による温室効果ガス排出抑制のための行動（省エネ機器の導入等）。
- ・ 施策：地方公共団体が、各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる措置（法制度、税制、補助金等）。

1-3. (2) 区域における温室効果ガス総量削減目標

基本的な考え方

- 温室効果ガス総量削減目標の設定方法を大別すると、地方公共団体が対策・施策の効果の見込量を積み上げる方法と、国や都道府県の目標に準ずる方法がある（※方法の詳細は「算定手法編」に記載）。
- 前者は、対策・施策と目標が密につながる。対策・施策の効果の見込量を推計する必要がある高度な方法。
- 後者は、対策・施策の効果が目標に直接的に反映されない可能性があるが、簡易な方法。この方法で設定した場合も、BAUケースの推計を活用し、その達成の蓋然性を評価することはできる。

分類	設定方法	メリット	デメリット
対策・施策の削減効果の積み上げによる設定方法	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を積み上げて総量目標とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積上げによる目標水準の根拠を持てる。 ・ 総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削減効果を定量化できない対策・施策も多い。 ・ 国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。
独自の目標水準による設定方法	目標を独自に設定する（例：より長期の目標からバックキャストで設定する方法、現状趨勢（BAU）ケースを用いる方法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標水準を自由に設定できる。 ・ 温対計画よりも意欲的な目標を設定することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の目標設定に関する背景・根拠資料を準備することが必要となる。
温対計画の目標に準ずる設定方法	温対計画の基準年度比目標（2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減））を採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易に設定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の排出量の部門・分野構成比を反映できない。 ・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・ （2030年度のBAUを反映できない）
	温対計画の基準年度比部門・分野別目安を採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の部門・分野別の排出量の差異に対応できる。 ・ 簡易に設定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・ （2030年度のBAUを反映できない）
	温対計画の2030年度目標値を一人当たりに換算して採用（総量又は家庭部門）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人当たりの取組として分かりやすい。 ・ 人口の2030年将来推計は公表値があるため、容易に設定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原単位目標のため、総量目標とあわせた設定が必要となる。 ・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。
都道府県の区域施策編の目標に準ずる設定方法（市町村のみ）	都道府県の区域施策編の2030年度BAU比部門・分野別目標を採用（市町村のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易に設定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が独自に総量目標を設定している時のみ活用可能。 ・ 都道府県全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。

1-3. (3) 総量削減目標以外の計画目標

基本的な考え方

- 総量削減目標以外に考えられる計画目標の例について、下表に示す。地方公共団体が管理できる指標に関する目標や地域のステークホルダーに示しやすい目標についても設定することは、区域施策編の実効性を高めることにつながるため、地方公共団体の事情に合わせて設定することが推奨される。
- これらのほか、CASBEE-都市（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）によるCO₂排出量当たりの都市の環境性能の評価による、経済や社会等のコベネフィット評価目標等も考えられる。

計画目標の種類（例） （総量目標以外）	目標の概要	特徴
温室効果ガス排出量原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの温室効果ガス排出量目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等にとって成果がわかりやすい。 ・ 活動量の増減に関わらず努力の評価がしやすい。
最終エネルギー消費量目標	区域の最終エネルギー消費量に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力等の排出係数の増減に影響されることなく、省エネに関する需要家の取組の評価が可能。
最終エネルギー消費原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの最終エネルギー消費量目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力等の排出係数の増減に影響されることなく、省エネに関する需要家の取組の評価が可能。 ・ 市民等にとって成果がわかりやすい。 ・ 活動量の増減に関わらず努力の評価がしやすい。
電力消費量目標	区域の電力消費量に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の定量的な評価が可能。 ・ 区域のエネルギー構成（電化比率や再エネ比率）を目標化できる。
再生可能エネルギー導入量目標 （発電量目標）	区域の再生可能エネルギーの導入量（発電量）に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーを適切に導入するには、ゾーニングなどの手法が必要となる。

※各目標は、区域全体又は部門・分野別に設定することが考えられる。

1-4. 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策（目次）

章	大項目	小項目	内容
第1章. 区域施策編の素 案の作成につい て	1-4. 温室効果ガ ス排出抑制等に関 する対策・施策	(1) 対策・施策の位置付け	・対策・施策の位置付け
		(2) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策	・区域の各主体に期待される役割及び対策（他の自治体の施策との連携を含む。）
		(3) 温室効果ガス排出抑制等に関する施策	・地方公共団体の講じうる施策（コベネフィット及び配慮事項を考慮した施策の体系的な整理を含む。）
		(4) 対策・施策の体系的整理	・対策・施策の体系的整理
		(5) 対策・施策の目標	・対策・施策の目標（進捗管理指標の設定を含む。）

1-4. (1) 対策・施策の位置付け

基本的な考え方

- 対策・施策による効果は、温室効果ガス排出削減量として定量的に算定できることが最も望ましい。
- このため、条例に基づく温室効果ガス報告書制度や地球温暖化対策計画書制度等を通じて、対策・施策の効果を把握することも重要かつ有効と考えられる。
- 一方、対策や施策によっては、その削減効果の算定が難しい場合もある。そのため、対策や施策それぞれについて、進捗管理のための指標を設けて定量的に評価することが、区域施策編の実効性を高めることになる。
- 施策の実施主体は、地方公共団体となるため、地方公共団体の努力を区域の各主体に示す指標として、施策の進捗管理指標及びその目標を定めることは、特に重要である。
- 対策・施策の評価について、留意すべき点として、それらがもたらすコベネフィットがある。対策・施策の効用を多面的に捉えて評価することで、区域の総合的な目標とのつながりをより強固なものにすることや、他部局との連携を促進することにつながる。

本マニュアルにおいては、「対策」、「施策」を次のように区別する。

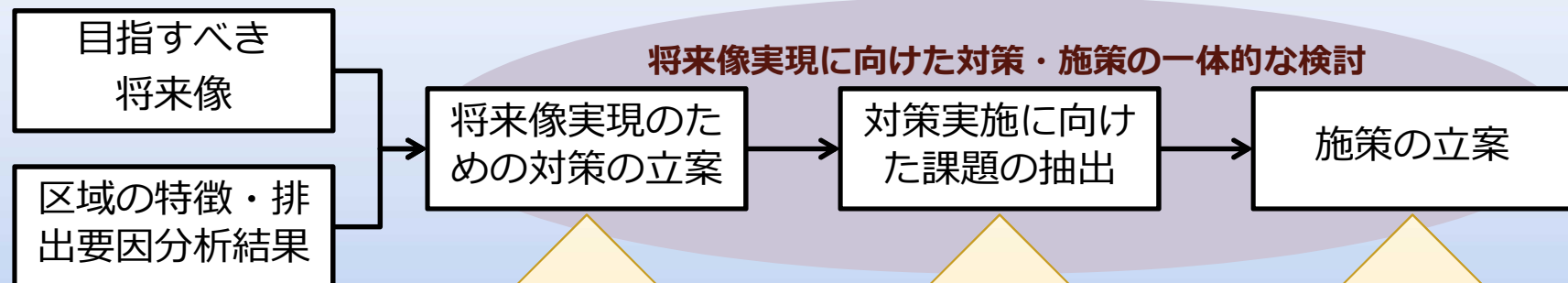
- ・対策：各主体（事業者や住民を含む。）による温室効果ガス排出抑制のための行動（省エネ機器の導入等）。
- ・施策：地方公共団体が、各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる措置（法制度、税制、補助金等）。

1-4. (2) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策

基本的な考え方

- 対策の検討に当たっては、現況推計やBAUケース推計、排出要因分析等の結果及び区域の総合的な目標から、対策によるコベネフィットも勘案しながら、区域で優先的に実施すべき対策を検討するべきである。
- 対策の推進においては、地方公共団体の施策や国の施策以外にも、区域の各主体の自主的な取組が考えられるため、区域の各主体に期待する役割についても考えるべきである。
- また、区域における温室効果ガスの削減ポテンシャルを検討することで、対策実施量目標の設定や総量削減目標の積上げを行うことができ、より実効的な計画とすることができる。例えば、環境保全と両立した形で風力発電のゾーニングを行い、その結果に基づき目標年度における風力発電の導入目標を対策実施量目標として設定することが望ましい。

対策・施策立案の考え方



ポイント！

- ・ 対策によるコベネフィットも勘案しながら、区域で優先すべき対策を検討。
- ・ 対策による削減ポテンシャルを検討。

ポイント！

- ・ 環境部局だけに留まらず、コベネフィットの観点も加味し、他部局が実施する施策も含めて検討。

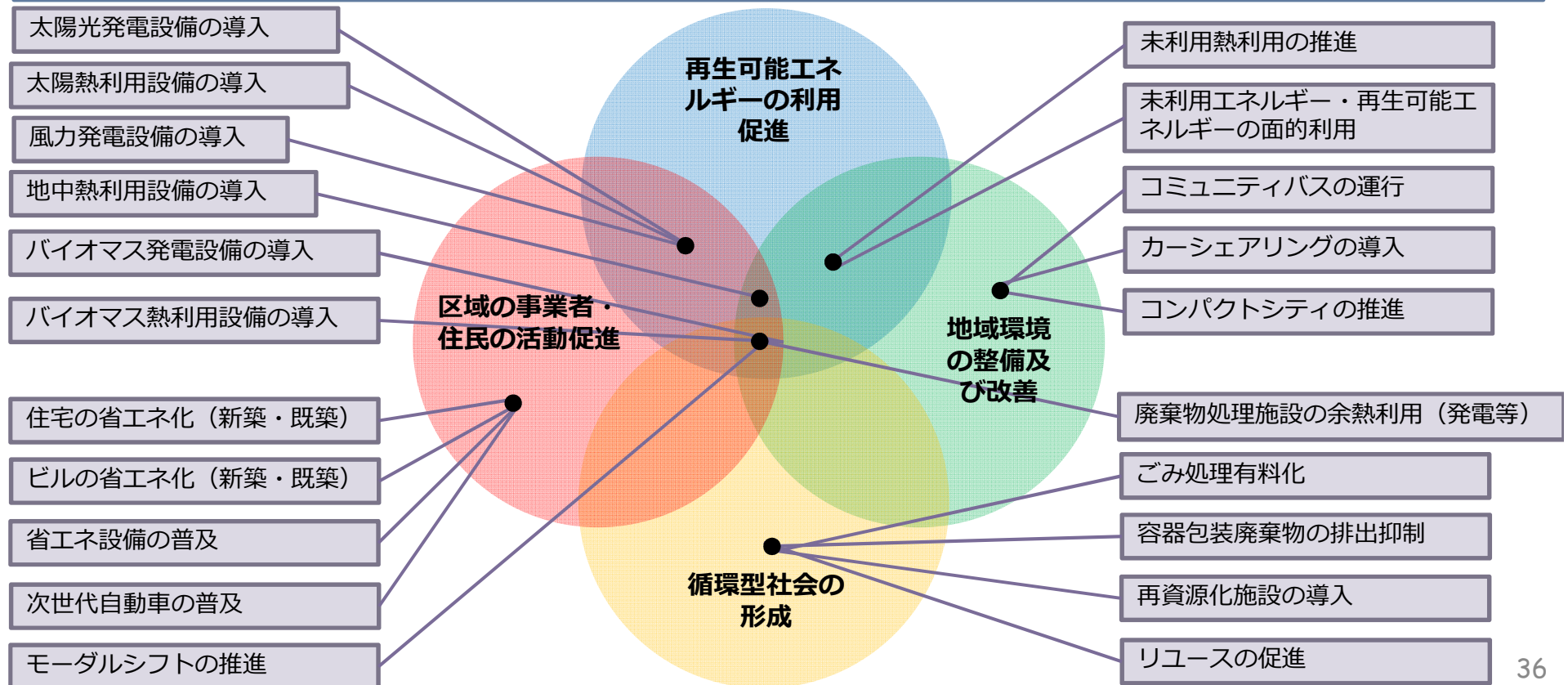
ポイント！

- ・ 立案した施策は、目指すべき将来像に照らして体系的に整理。
- ・ 各施策の進捗管理指標を設定。

1-4. (3) 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

基本的な考え方

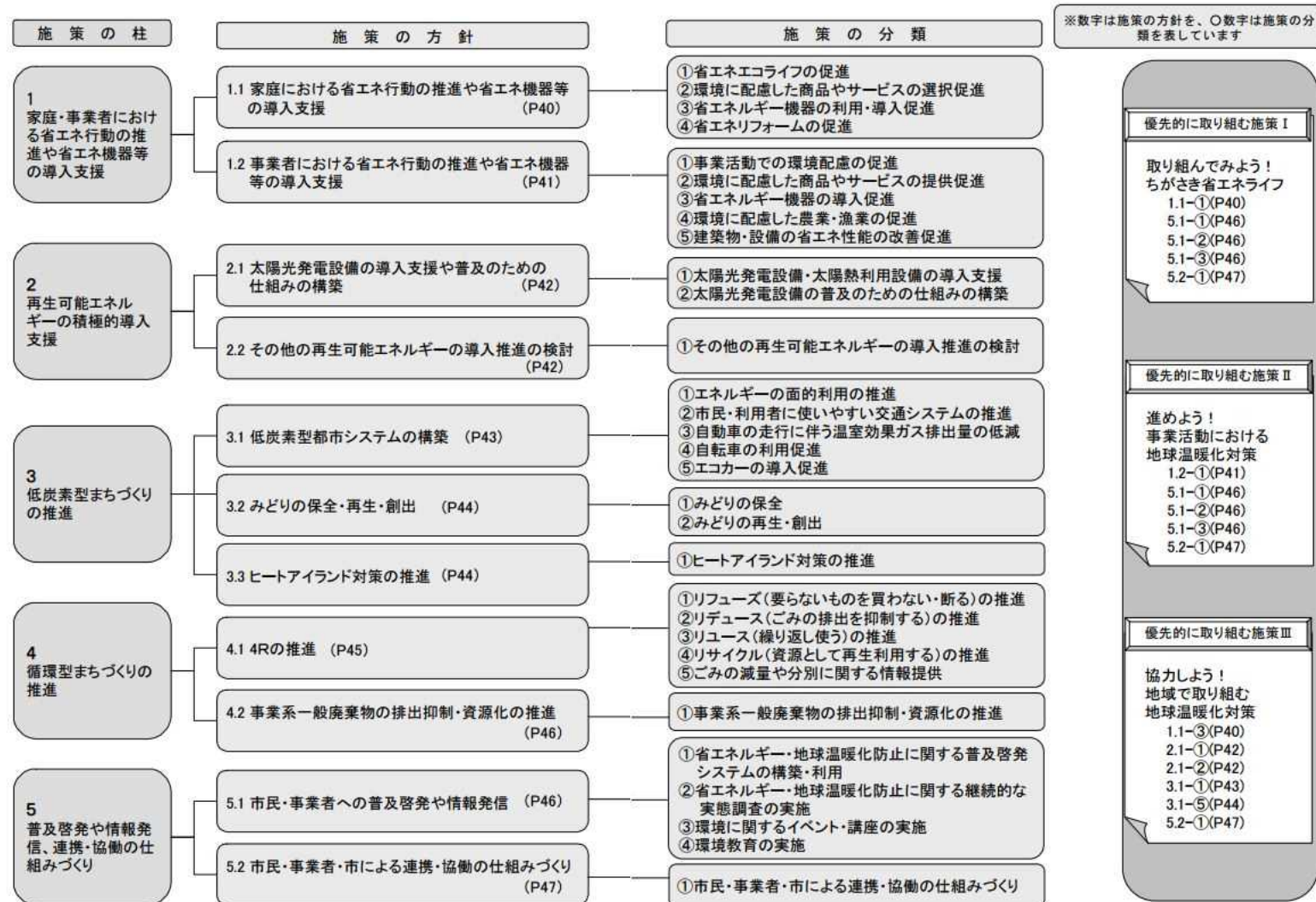
- 区域施策編における施策の立案に当たって考慮すべき事項は以下が考えられる。
 - ① 1-4. (2) で検討した取り組むべき対策を促進・誘導し、又は確実なものとするための施策。
 - ② 温対法第21条における「4つの施策分野」に関する施策。
 - ③ 温対計画第3章における「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」に規定された施策。
 - ④ 他部局において、地球温暖化対策を主たる目的しないが、コベネフィットの観点から地球温暖化対策につながる施策。
- ※ 下図は上記②を円形で示し、また③の各施策を四角囲みで示す。なお、④についてはスライドP.38及び事例集を参照。
- また、地方公共団体の規模別に期待される内容として、都道府県には管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進、市町村への技術的助言や人材育成の支援等の措置や制度の設計・運用、市町村には具体の事業の支援が挙げられる。



1-4. (4) 対策・施策の体系的整理

基本的な考え方

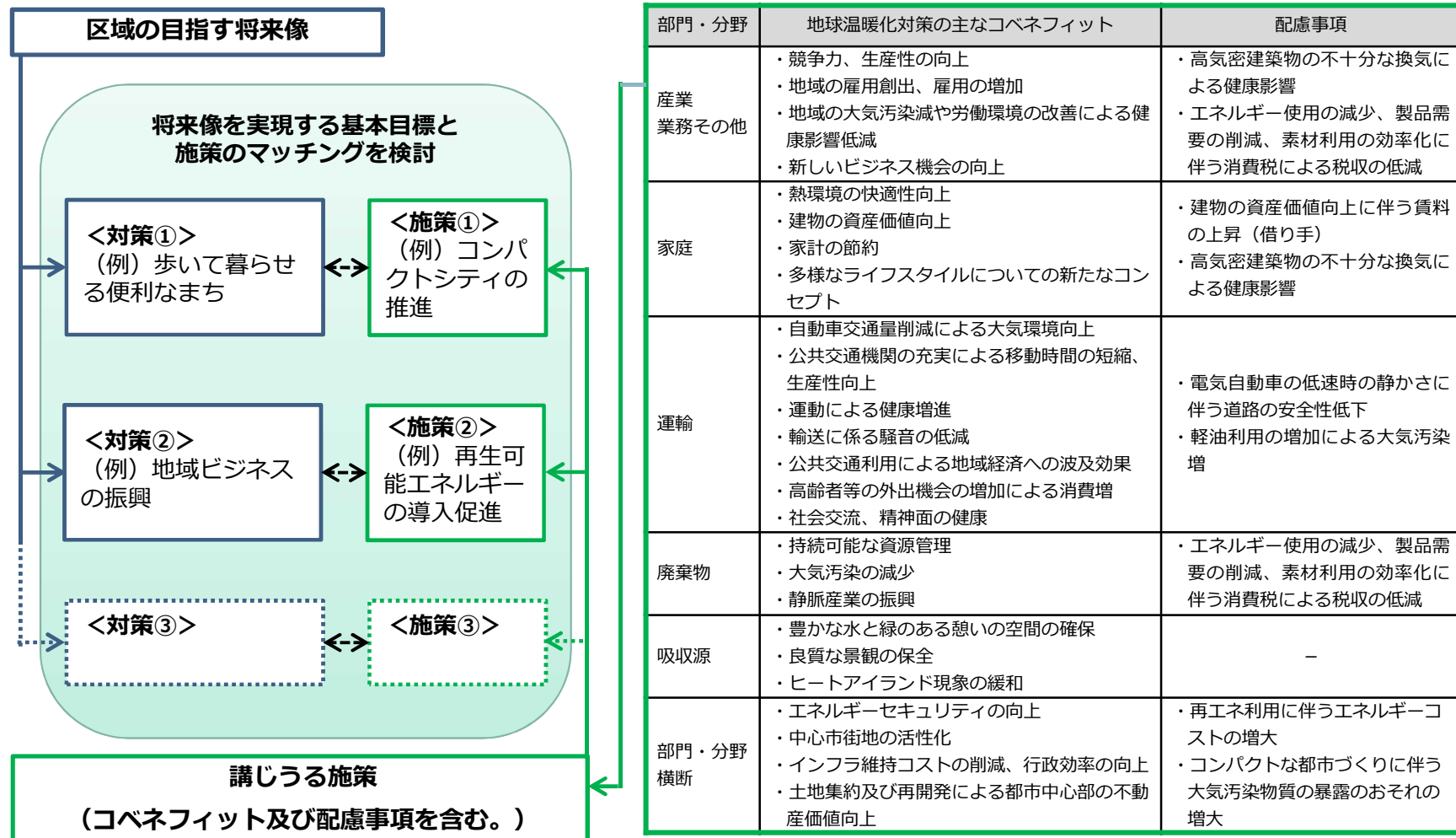
○ 地方公共団体としての重点施策を明確にするとともに、個々の施策の意義・位置づけに対する各主体の理解を増進するため、対策・施策のつながりを体系的に整理すべきである。



1-4. (4) 対策・施策の体系的整理

基本的な考え方

- 対策・施策の体系的整理に当たっては、それぞれのコベネフィット及び配慮事項も意識するとともに、区域の目指す将来像との関連も示すべきである。



1-4. (5) 対策・施策の目標

基本的な考え方

- 個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的に評価することは、必ずしも容易ではない。また、対策・施策の種類・内容によっては、実施から効果の発現・確認までに長期を要するものもある。
- そのため、個々の対策・施策について、温室効果ガス排出削減量とは別個に定量的な進捗管理目標を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用するべきである。

部門	主な対策区分	施策例	施策実施量目標（指標）
産業・ 業務その 他部門	事業所の省エネ (設備対策を含む)	事業者計画書制度の活用	大規模排出事業者の温室効果ガス総排出量
		公共施設における低炭素電力の選択 (地方公共団体による率先的取組)	公共施設全体の電力排出係数
		企業の省エネ取組への技術支援・認証等	環境マネジメントシステム登録事業者数
		環境保全活動（省エネ行動）表彰制度	表彰制度応募団体数
	再エネ導入	設備導入補助	再エネによる発電設備容量
	建築物対策(新築・既築)	建築物計画書制度	省エネ基準適合の建築数
家庭部門	家庭の省エネ (省エネ機器の普及を含む)	家庭の省エネ診断	温暖化防止推進員の年間活動件数
	再エネ導入	屋根貸し事業	太陽光発電・太陽熱利用設備設置世帯数
	住宅(建築物)対策(新築)	建築物計画書制度	長期優良住宅認定総件数
	住宅(建築物)対策(既築)	低炭素型住宅(断熱等)の情報啓発、性能表示	低炭素型住宅の性能表示数
運輸部門	エコドライブの促進	エコドライブ講習の実施	エコドライブ講習会修了者数
	次世代自動車の普及	次世代自動車の普及促進	次世代自動車普及割合
	交通システムの改善	個人車両より公共交通利用を促進する街づくり政策の導入、誘導	公共交通利用者数

1-4. (5) 対策・施策の目標（事例）

低炭素都市なごや戦略実行計画における対策の進捗管理指標

方針	主な指標項目	現状	2020	2050	
駅そば生活	駅そば生活圏人口比率	67%	70%	78%	
	低炭素モデル地区	—	2地区程度		
風水緑陰生活	緑被率	23.3%	27%	40%	
	緑化地域制度により確保した緑の累積面積	103.5ha	375ha		
	市民1人当たりの都市公園等の面積	9.4m ²	10m ²		
	雨水の浸透・貯留率	14%	18%	33%	
低炭素住生活	くるま	自動車分担率（自動車利用率）	42%	—	25%
		次世代自動車の割合（保有）	2%	12%以上	
		1日あたり自動車交通量（45地点）	147万台	127万台	
		市内鉄道及び市バス1日あたり乗車人員	227万人	239万人	
		エコドライブ実施率	42%	90%以上	
	すまい・しごと	家庭・業務の最終エネルギー消費量（指数）	100	92	
		次世代省エネ建築物延床面積（住宅、工場等除く）	14%	43%	
		二重サッシ等設置住宅の割合	12%	30%	
		エコライフ世帯の割合	43%	90%以上	
		省エネルギー訪問相談件数（累積）	205件	15,000件	
	地域エネルギー	最終エネルギー消費量（指数）	100	91	
		自然エネルギーによる発電設備容量（kW）	14,500	370,000	
		うち住宅用太陽光発電設備設置件数	3,172	64,000	
		太陽熱利用設備による集熱面積	619m ²	8,000m ²	
		バイオマス活用	24,200t	75,000t	

※簡易な計画の素案作成プロセスの例

基本的な考え方

- 初めて計画を策定する、策定義務のない地方公共団体等を想定した簡易な策定プロセスは以下のとおり。
- 排出量の推計等に過度に負担をかけるのではなく、区域の将来像や区域の利益につながる施策を立案し、実施することが重要である。

基本情報の整理 (1-1)

- ・ 区域の特徴の整理
- ・ 他部局を含めた関連計画の整理
- ・ 区域の目指す将来像の整理

- 区域の将来像を明確にするとともに、区域内にどのようなステークホルダーが存在し、各部局がどのような施策を講じているか把握することが重要。

体制の構築 (1-1)

- ・ 庁内体制の構築
- ・ 庁外体制の構築

- 体制は、対策・施策の立案、合意形成等、様々な場面でも見直しが必要になる可能性がある。
- 区域施策編の実効性を高めるためには、各主体との合意形成が不可欠。各検討において積極的に意見交換を行うべきである。

温室効果ガス排出量の推計 (1-2)

- ・ 区域の温室効果ガス排出量の把握

- 排出量の推計は、環境省が公表している簡易推計の結果を活用することで、検討に係る負担を軽減することが可能。
- 計画見直しの際に順次データを整備していくことも考えられる。

計画全体の目標の設定 (1-3)

- ・ 総量削減目標の設定

- 総量削減目標は、地球温暖化対策計画の目標値に準じることで高度な検討を行わずに最も簡易に設定できる。

対策・施策の立案 (1-4)

- ・ 将来像実現のための対策の検討
- ・ 対策実施に向けた課題の抽出
- ・ 実施する施策の立案
- ・ 施策の進捗管理目標の設定

- 温室効果ガス削減の目線だけでなく、地球温暖化対策を進めることによって得られるコベネフィットも勘案し、区域の目指す将来像や区域の利益につながるように検討することが重要である。
- 実効的なPDCA実現だけでなく、地方公共団体の取組の努力を示すためにも、施策の進捗管理目標を設定し公表することが望ましい。

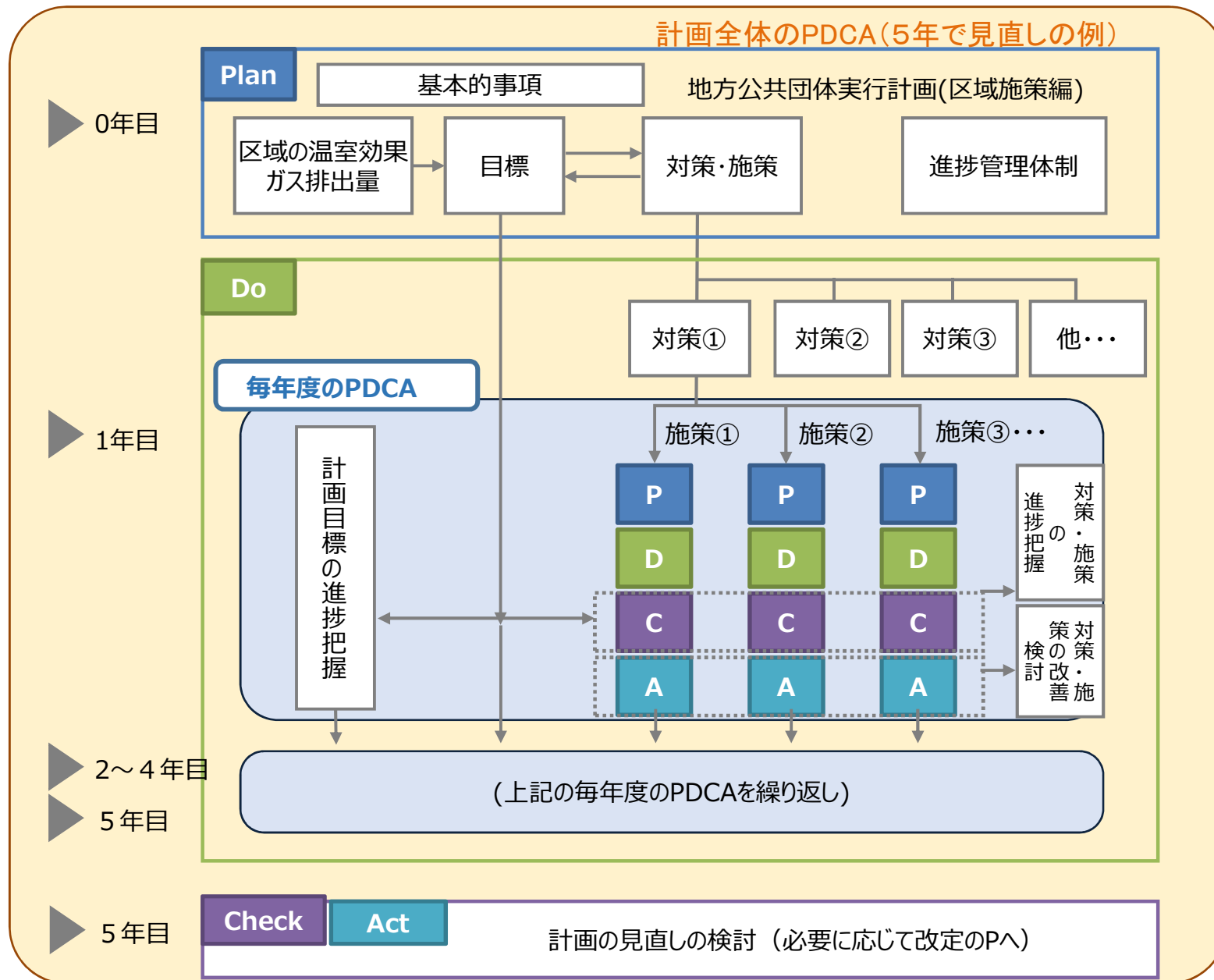
計画素案の合意形成 (2-2)

- ・ 庁内の合意形成
- ・ 庁外ステークホルダーとの合意形成

2. 区域施策編のPDCA（目次）

章	大項目	内容
第2章. 区域施策編の PDCA	2-1. PDCA全体の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年のPDCA ・計画期間全体のPDCA
	2-2. Plan（策定）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の合意形成 ・計画素案の策定・公表
	2-3. Do（実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する対策・施策の具体的な内容の検討 ・対策・施策の実施 ・対策・施策及び計画全体の進捗把握 ・対策・施策の見直し ・点検状況の公表
	2-4. Check（点検）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画全体の進捗把握
	2-5. Act（改善）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画見直しに向けた改善点の洗い出し
	2-6. Plan（改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画全体の見直し・改定

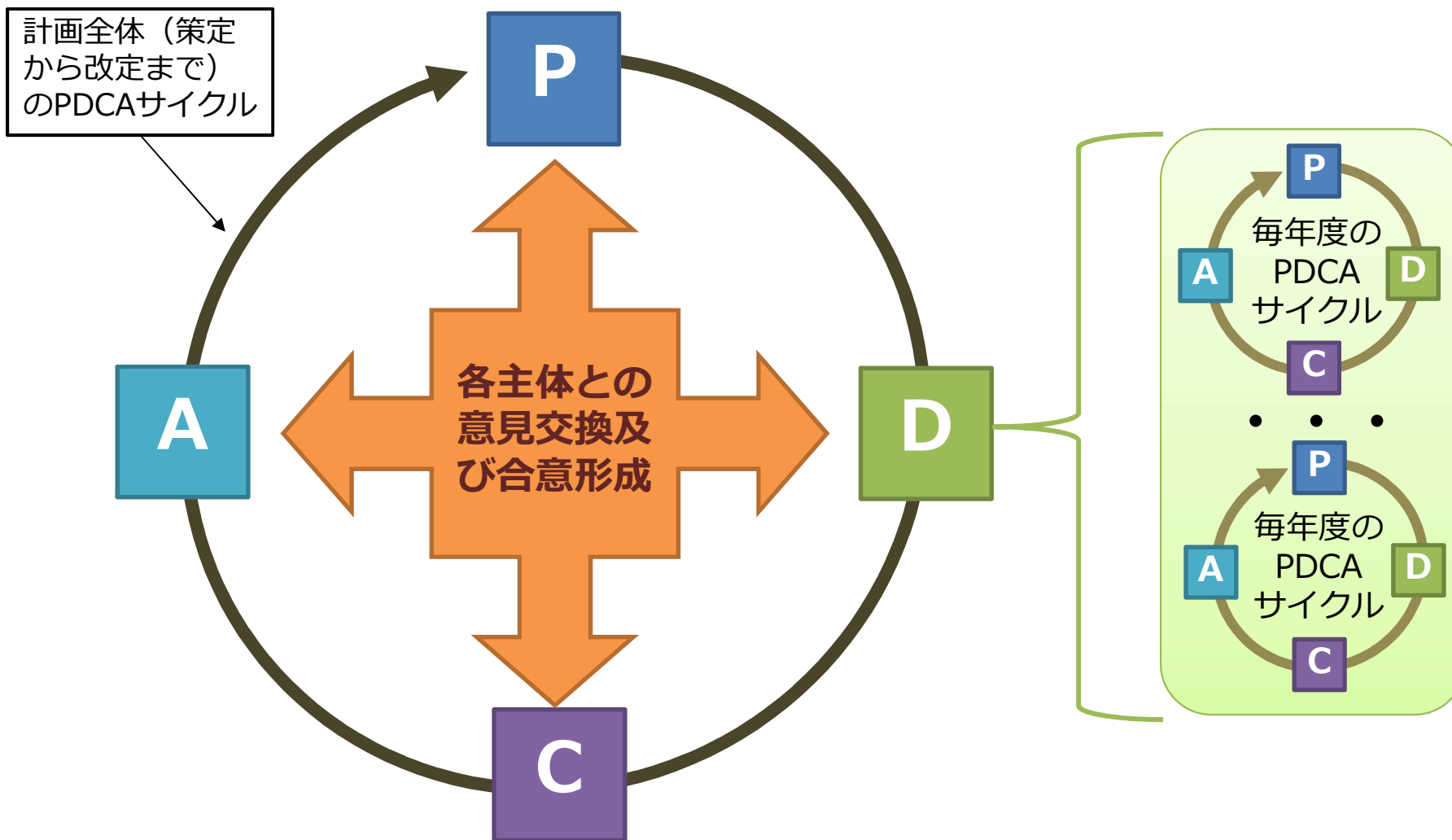
2-1. PDCA全体の流れ



2-1. PDCA全体の流れ

基本的な考え方

- 区域施策編の実効性を高めるためには、計画期間全体のPDCAだけでなく、毎年度のPDCAを実施することが重要。



2-2. Plan（策定）

基本的な考え方

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定のフローを図2-2の1に示す。「基本情報の整理」から「計画策定における計画素案の作成」については、第1章に示したとおり。
- フローの各段階において、区域の各主体との意見交換及び合意形成に取り組むことで、各主体に当事者意識を持ってもらうことが重要である。

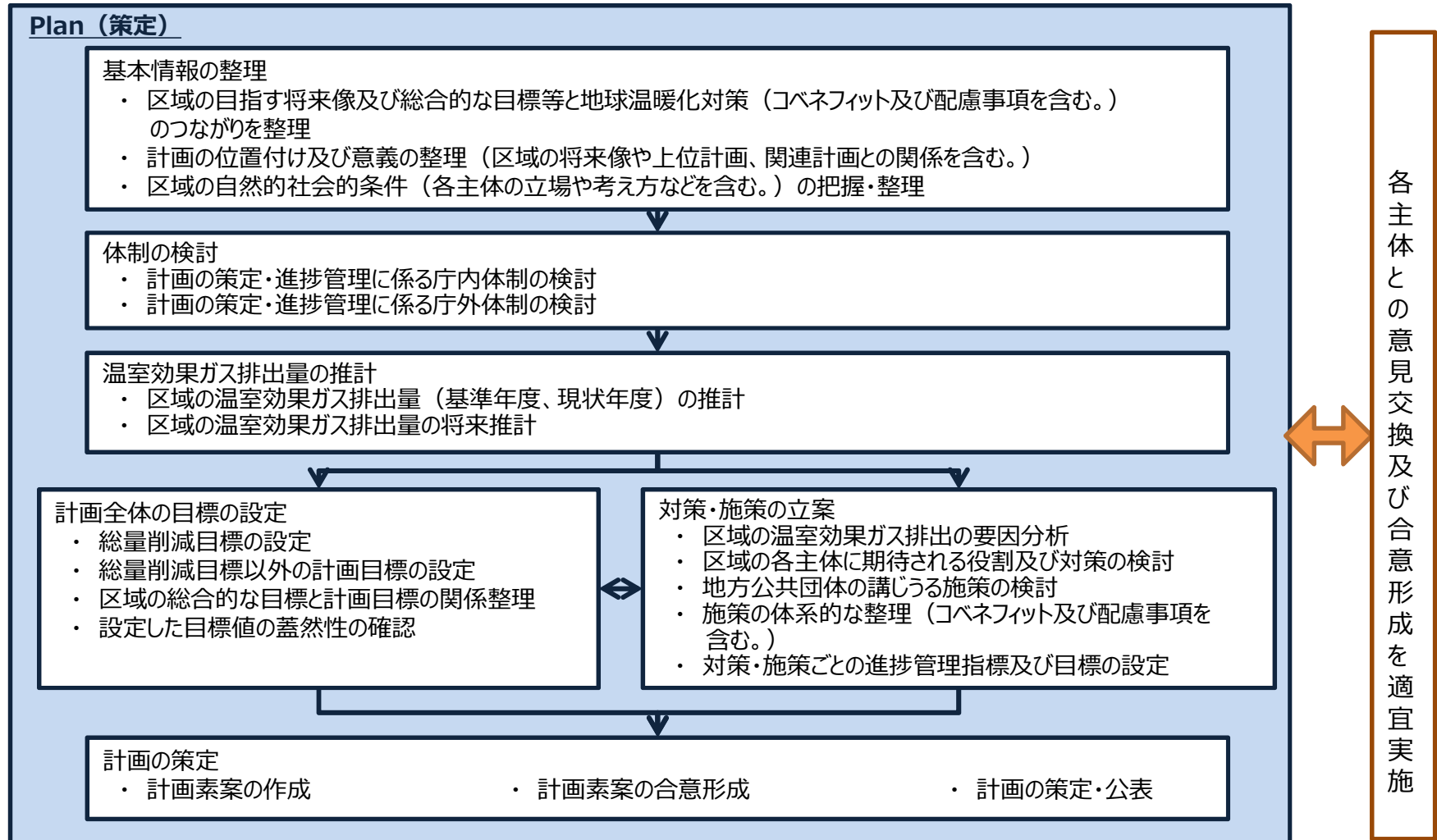
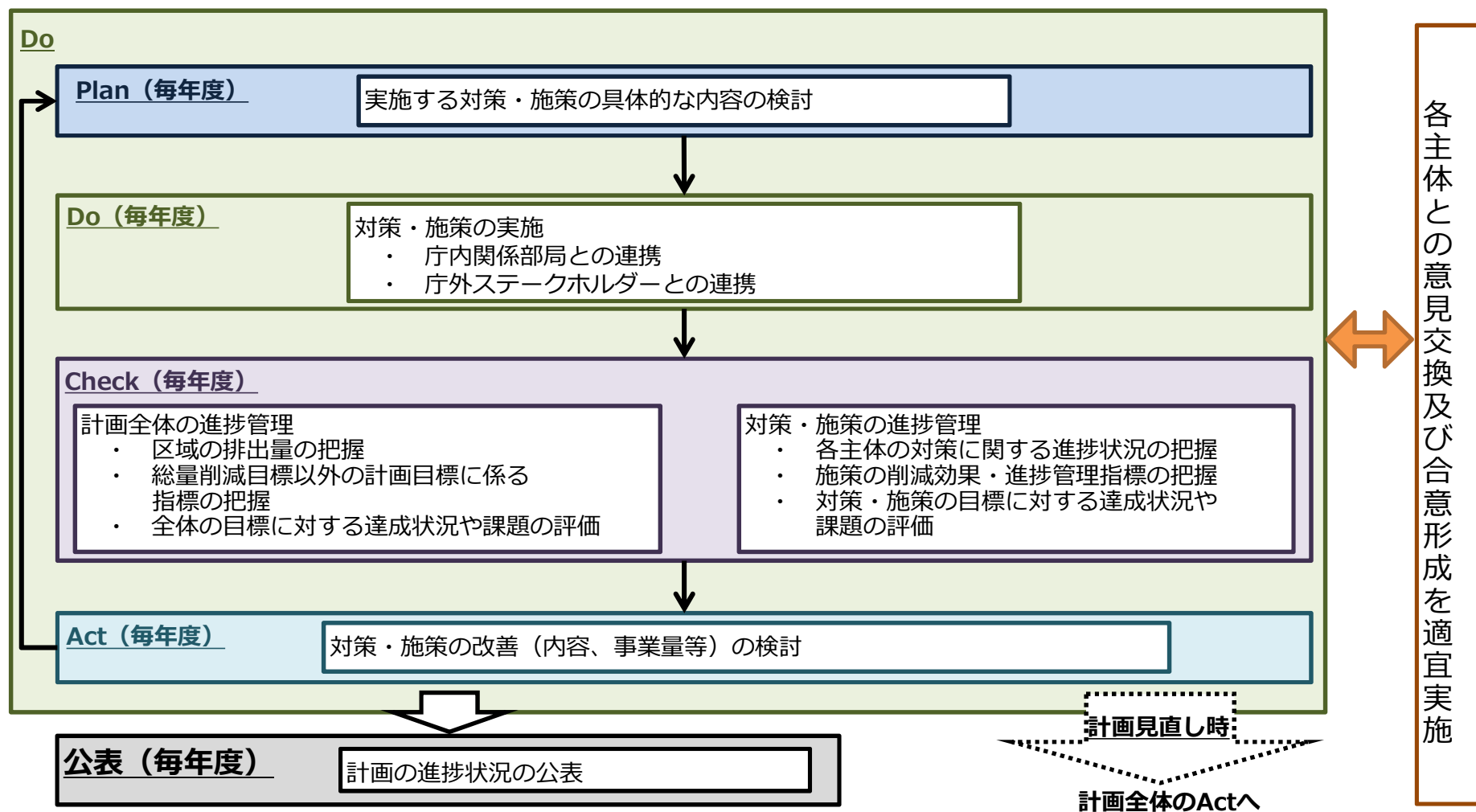


図2-2の1 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定フロー

2-3. Do (実施)

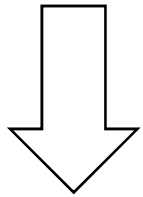
基本的な考え方

- 毎年度、対策・施策のPDCAを回す必要がある。そのため、特に施策においては、毎年度評価できる進捗管理指標を設定し、実施後に改善点を検討することが重要。
- さらに、計画全体の進捗管理として、総量削減目標やその他の計画目標の進捗状況を把握することで、区域の排出量の排出傾向を把握し、削減量が不足している場合には、施策の強化を検討することが望まれる。
- 対策・施策の実施に当たっては、庁内他部局や庁外ステークホルダーとの連携に留意して行うことが重要。



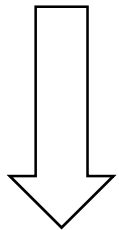
長野県環境エネルギー戦略（改定時）のプロセス（事例調査より）

1年目：これまでの成果の評価、新たな方向性の確立（有識者を交えた議論の実施）



- それまでの区域施策編が「活動の拡大」を制限するものと捉えられがちであったため、「エネルギー政策」と組み合わせることによって「区域内的な経済的な発展」につながるものとする方向性とした。

2年目：新たな方向性に見合った計画策定と特に規制的手法の支えとなる条例改正



- それまでの総括と今後の方向性を検討する段階と具体的な計画策定及び条例改正を定める段階を別にしたことにより、「基本的な考え方」に基づく「計画策定・条例改定」が可能となった。
- 家電の省エネラベル掲出制度、事業者計画書制度、建築物環境エネルギー性能検討制度を条例化することにより、さらに費用対効果が高い制度として導入。

3年目：制度運営に関する規則の策定と施策構築及び制度運営に関する理解の共有化

- 施策及び制度の詳細検討を条例改定の後に実施することにより、利害相反と考えがちな事業者等との合意形成へ向けた協議期間を確保した。